

コミンテルン初期における統一戦線政策の形成： 特にドイツ共産党との関係を中心に

IGARASHI, Jin / イガラシ, ヒトシ / 五十嵐, 仁

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and labour

(巻 / Volume)

24

(号 / Number)

1-2

(開始ページ / Start Page)

121

(終了ページ / End Page)

190

(発行年 / Year)

1978-02-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00018100>

コミンテルン初期における統一戦線政策の形成

——特にドイツ共産党との関係を中心に——

五十嵐 仁

目次

はじめに

一、統一戦線政策の模索

(一) 「労働者政府」構想の登場

(二) 統一戦線戦術の開始

二、統一戦線政策の形成

(一) コミンテルン第三回世界大会と「攻勢理論」の克服

(二) 「公開状」戦術への復帰

(三) 労働者政府論の形成

三、統一戦線政策の成立

(一) 「多数者の獲得」から「行動の統一」へ

(二) ベルリン協議会とコミンテルン

コミンテルン初期における統一戦線政策の形成

コミンテルン初期における統一戦線政策の形成

(三) 第二回拡大執行委員会総会

(四) ドイツ共産党における統一戦線政策の実践的・理論的發展

(五) コミンテルン第四回世界大会と「戦術テーゼ」

まとめ

はじめに

現代における革命運動の戦略的展望は、先進国、後進国を問わず、多かれ少なかれ、「社会史の特別な運動形態⁽¹⁾」である。統一戦線結成をめざす運動と固く結びつけられている。特に、「先進国革命」として一般に承認されている発達した資本主義諸国の革命路線は、今や統一戦線政策抜きに語ることはできない。

人民運動としての統一戦線運動、あるいは革命政党の戦略・戦術としての統一戦線政策は、共産主義インターナショナル (Kommunistische Internationale-Komintern, コミンテルン) の革命的实践の中で生み出され、成長し、確立して来た。統一戦線政策は、具体的には、ドイツ共産党 (Kommunistische Partei Deutschlands—KPD) の一九二〇年のカップ一揆に際しての労働者政府論の経験、並びに一九二一年の「公開状」戦術の経験を嚆矢とし、コミンテルン第四回世界大会で初期における「成立」段階を画し、相対的安定期での一時的後退を経て、コミンテルン第七回世界大会において、反ファシズム統一戦線として一応の「確立」をみた。更にそれは、第二次世界大戦後の東欧における人民民主主義革命の中で多様な発展をとげ、現在の「先進国革命」路線をはじめとする現代革命の中心的戦略・戦術としてひきつがれている。

このように、半世紀以上にわたる統一戦線結成をめざす営みの実践分野における経験と政策的発展は、激動する現代史の中であつますその重要性を増大させている。しかし、その実践的重要性の増大に比し、その歴史的・理論的研究は必ずしも十分なものではない。とりわけわが国の研究状況は諸外国にくらべても遅れており、近年ようやく本格的検討が開始されつつあるが、いまだ歴史的事実の確認も不正確であつて、歴史的評価を確定するには至っていない。

以上の点をふまえて、本稿の課題を一言で言えば、何故、どのようにして統一戦線政策が形成されてきたのか、をコミンテルン初期における具体的運動の歴史的推移に即して検討することであり、あわせて、第四回世界大会におけるコミンテルン初期の統一戦線政策の理論的「成立」水準を分析することである。具体的には、一九二〇年三月のドイツにおけるカップ一揆から、一九二二年一月のコミンテルン第四回世界大会までの期間を、特に統一戦線政策形成に向けてのドイツ共産党の経験と、コミンテルン内でのその普遍化に焦点をあてつつ検討することである。

なお、第四回大会での理論的「成立」水準の分析という本稿の課題を完結するためには、KPD八回大会、コミンテルン第三回プレナム、ザクセン・チューリンゲン両州での労働者政府、ドイツでの「一〇月の敗北」等、一九二三年における統一戦線政策の具体的展開の検討が必要であるが、これらについては、今後の課題とせざるを得ない。

註 (はじめに)

- (1) 影山日出弥『国家イデオロギー論』一八〇頁
- (2) 本稿に関連するわが国の研究文献には以下のものがある。

コミンテルン初期における統一戦線政策の形成

石川浩「戦後恐慌期（一九一九～一九三三年）における労働者政府の問題」宮崎大学芸学部『紀要』No.一七、一九六四年。

島崎譲「コミンテルンの統一戦線論」九大『法政研究』二五―二、四。一九六五年。

島崎譲「コミンテルンと統一戦線」九大『法政研究』三二、一九六六年。

中林賢二郎「統一戦線史論」『労働運動史研究』四八、一九六八年。

清水慎三『統一戦線論』青本書店、一九六八年。

石川捷治「統一戦線理論の形成過程」九大『政治研究』一八、一九七〇年。

影山日出弥『国家イデオロギー論』青木書店、一九七三年。

石川捷治「政治危機と統一戦線―一九二三年のドイツ『革命』」北九州大法政論集』一一、三一、一九七四年、一九七五年。

菊川清美「ヴァイマル共和国初期労働者政府運動の一考察」『歴史評論』三〇〇、一九七五年。

中林賢二郎『統一戦線史序説』大月書店、一九七六年。

山田徹「ドイツ共産党の統一戦線運動の構造」神奈川大法学会『神奈川法学』、一二卷二・三合併号、一九七七年。

榊利夫「〈研究ノート〉統一戦線論の生成」『前衛』No.四一六、一九七七年。

なお後二者については本稿執筆後に出されたので十分検討する事ができなかった。榊氏の〈研究ノート〉で提起されている諸論点については、別稿を準備しているので、それを参照されたい。

一 統一戦線政策の模索

(一) 「労働者政府」構想の登場

「労働者政府 (Arbeiterregierung)」の構想は、統一戦線政策の本質的構成内容の一つである⁽¹⁾。この構想が統一戦

線の結成と概念的に統一されるのは後のことであるが、「純粹の社会主義政府 (rein sozialistische Regierung)」あるいは「労働組合政府 (Gewerkschaftsregierung)⁽²⁾」としてこの構想が労働運動に登場し、KPDによってはじめて検討の対象とされたのは、一九二〇年三月のカップ一揆に際してであった。

一九二〇年三月一三日早朝、エーアハルト海兵旅団によるベルリン中央政府街占領をもって、軍部独裁政権の樹立をめざす反革命クーデター・カップ一揆が勃発した。時の政府は、軍務長官ゼークトの出撃拒否にあつて、なすすべもなくまずドレスデンへ、ついでシュトゥットガルトへと風をくらって逃亡した。

軍部独裁への野望に燃えたカップ一派に対する反撃は、唯一労働者階級によって開始された。クーデター開始の日、三月一三日、社会民主党 (SPD) 所属大臣達は、SPD代表 O・ヴェルス (Oto Wels) との連名で「全戦線でゼネストに突入せよ」とのよびかけを發し⁽³⁾、更に同日、ドイツ労働総同盟 (ADGB)、自由職員組合連合 (AfA) も連名でゼネストをよびかけた⁽⁵⁾。

他方この時、KPD中央幹部会 (Zentrale) は、即日ゼネストの先頭に立った大多数の黨員や地方組織の態度とは反対に、ゼネストに参加せず待機するようによびかけるといふ誤りを犯した⁽⁵⁾。しかし、KPDは、その翌日にはこの誤りを改め⁽⁶⁾、ドイツ各地でゼネストの先頭に立ち⁽⁷⁾、地方的な共同行動を發展させ⁽⁸⁾、労働者の武装部隊を創出した⁽⁹⁾。

三月一五日にはゼネストはドイツ全土、全職種に拡大し、ついに一七日、カップ政府は政府機能の麻痺に耐えきれず、自らその職を放棄し、倉皇として国外に逃亡した。

労働者階級の統一した闘争は軍部独裁の野望を打ち砕いた。だが、労働者の怒りは、反革命的陰謀を放置して一揆の政治的土壌を整え、ぶざまに自己の職責を投げ出したバウアー政府に対しても向けられていた。従つてバウアー政

府の返り咲きもまた労働者の望まぬ所であり、ここに突如として政府の空白が生ずることとなったのである。

一方では「所与の力関係から労働者階級による即座の権力掌握の前提条件はまだ整っていない」他方では「一揆の前に存在した諸関係の回復が闘争の目標ではあり得ない」という政治状況の下で、第三の道が模索された。それが「労働者政府」の構想であった。

「労働者政府」構想をはじめて提起したのは、ADGB議長レギーン(Carl Legien)である。三月一七日、レギーンは「独立社会民主党(USPD)、SPD、労働組合から成る政府」の樹立について交渉するため、全権代表を派遣するようUSPD中央委に要請した。この協議には、KPDベルリン指導部のO・ゲシッケ(Otomar Geschke)も参加した。協議の後、W・ケーネン(Wilhelm Koenen)はUSPD中央委でレギーンの提唱した政府樹立について報告し、これを支持したが、議長ドイミツヒ(Ernst Däumig)をはじめとする反対にあい、結局USPDはこれを拒否した⁽¹¹⁾。KPDは、この時点では「レギーンのこの種の提案については全く知らず」⁽¹²⁾、ブルジョア社民連立政府の復活に対して「労働者レーテの選出並びにレーテ共和国」を対置していた⁽¹³⁾。しかし、三月二一日の夕刻、大ベルリン中央ストライキ指導部の総会で、レギーンの提案をはじめて聞いた時、KPDは、その極左的態度の故にドイミツヒを厳しく批判した⁽¹⁵⁾。

このように二一日の総会では、J・ヴァルヒャー(Jacob Walcher)が労働者政府樹立支持の態度表明を行なった⁽¹⁶⁾が、同日夜から翌朝にかけて開かれたKPD指導部会議は、この態度を承認せず、労働者政府樹立に賛成しないこと、新政府樹立については最終的にはレーテ大会だけが決定しなければならぬことを声明し、二二日午後、これを大ベルリン中央スト指導部に手渡した⁽¹⁷⁾。

しかし、W・ピーク (Wilhelm Pieck) とJ・ヴァルヒャーはこの問題の重要性に応じた原則的討論を要求し、これに応えて二二日午後から二三日早朝にかけて開かれたKPD中央幹部会拡大会議は、激しい討論の末、労働者政府に対する態度を、賛成四、反対三、棄権二で決定し、⁽¹⁸⁾「KPDは社会主義的政府の樹立を……望ましい状況であると考え、……この政府が、労働者の政治活動を保障し、行使し得るあらゆる手段をもってブルジョア反革命と闘い、労働者の社会的組織的強化を妨げないかぎり、政府に対して忠誠な反対派 (Loyal Opposition) にとどまるであろう」との五項目にわたる声明⁽¹⁹⁾を發表した。

二三日午前、カップ一揆後初めて開かれた経営評議会の席上、W・ピークは「ドイツにおけるレーテ共和国の時期はまだ来ていない。……連立政府はあり得ないが、逆にレーテ共和国もまだ実現され得ない。それ故に労働者政府の第三の可能性だけが残っている。……それは確かに単なる過渡的政府 (Übergangsregierung) にすぎないが、現瞬間においては、プロレタリアートにとって最も望ましい解決である⁽²⁰⁾」と、この声明を説明し、中間的解決の展望をはじめて明らかにした。

しかし、このような労働者政府樹立の展望も、三月一九日午前七時五分、ADGBらのスト中止宣言⁽²¹⁾が發せられ、更に、二二日、USPD中央委もこれに加わり、⁽²²⁾ゼネストが急速に収束へと向うに及んで、その現実的基盤を失うに至った。三月二五日のSPDの拒絶表明をもって、結局この構想は水泡に帰したのである。⁽²³⁾

カップ一揆粉砕闘争は、ドイツ労働運動において、はじめて具体的に効果的なプロレタリアートの共同行動を生み出し、労働戦線統一への志向を高め、その力を確信させた。更に、この闘争の中で生じた左翼勢力の増大とUSPDの左傾化は、KPDとの合同を可能にし、統一戦線政策の主体的条件の強化をもたらした。⁽²⁴⁾ またKPDの理論政策面

での労働者政府問題に関する集中的討論と新たな発展は、一九二一年から二二年にかけての労働者政府論形成に向けて、重要な予備体験となった。とりわけ、「独裁のための過渡的機構 (Übergangsinstitution)⁽²⁵⁾」として労働者政府という中間的解決の展望を打ち出したことは極めて重要な前進であり、三月二三日の声明はこの時点での理論的到達点を示すものといえよう。

しかし、この事は、以上の見解が党の路線として定着したことを必ずしも意味するものではなかった。この点で「中央委員会の声明 (三月二三日) は、党がこの闘争から教訓を汲みとり、左翼急進主義的傾向をほとんど克服し、労働者政府とプロレタリアート独裁との関係を弁証法的に把握するに至ったことを立証している⁽²⁶⁾」とするのは、早計であり、事態はそれほど簡明なものではなかった。すでに述べたように、三月二日のヴァルヒャーの態度表明、同日のKPD指導部会議の態度、二三日の声明とKPDの態度は二転三転した。更に、二三日の声明の日付が二一日とされたりしていること、またこれが三日後の二六日の「ローテ・ファーネ」に発表されていることなどからも、この間のKPDの動揺と混乱をうかがい知ることができる。しかも、二三日の声明については、後に反対意見が有力となり、第四回党大会で次のような決定が採択されたのである。

「……声明 (三月二一日)⁽²⁴⁾ の発表は、偏向的影響を及ぼさざるを得なかった。……政府のありうべきあれこれの構成の問題は、……あらゆる点で第二義的な意義しかない。」⁽²⁷⁾

このように、一九二〇年三月における労働者政府をめぐるKPDの態度は、新しい理論的展開と政策方向を示しつつあったが、それはまだ完成されたものではなく、党内に十分定着したわけでもなかった。また、KPDの政府入閣が全く問題にされていない事にもみられるように、労働者政府論としても未だ未熟なものであったということができ

(第一章 第一節)

- (1) 影山日出弥『国家イデオロギー論』一五四頁。
- (2) Vgl. H. Naumann / F. Voigtländer : Zum Problem einer Arbeiterregierung nach dem Kapp-Putsch, in : Beiträge zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung (以下' BzG と略す。') 1963. H3. S. 465. Anm. 17. E. Könnemann : Zum Problem der Bildung einer Arbeiterregierung nach dem Kapp-Putsch, in : BzG. 1963. H5/6. S. 906. なお、石川浩氏の前掲論文の四五頁、注九では「労働者政府」と「労働組合政府」を混同している。
- (3) Manuskript in Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Zentrales Parteiarchiv, (以下' IML, ZPA と略す。') D. F. W/13/2, Flugblatt. in : Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung BdVII-1, (以下' DuM. 1 と略す。') S. 209.
- (4) IML, ZPA, D. F. W/13/3, Flugblatt. in : DuM. 1. S. 209f.
- (5) カール・レンツラウ「カップ・リネトヴィッツ暴動の日々」『ドキュメント現代史』ドイツ革命』所収二〇五頁—二〇六頁参照。
- Die Rote Fahne, Nr. 30 vom 14. März 1920. [2. Ausgabe] in : DuM. 1. S211-213.
- この時のKPDの議のとりこぼしは' M. J. Braun : Die Lehren des Kapp-Putsches, in : Die Internationale, Jg2. S. 23f. Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung in acht Bänden, Berlin. 1966. Band III, (以下' GdA. III と略す。') S. 268. 岩波講座『世界歴史』二五、現代二一—一八九頁。パウル・レヴィ「KPD中央委員会への手紙」『ドキュメント現代史』……』所収、二二—二二頁をそれぞれ参照せよ。
- (9) IML, ZPA, D. F. W/13 Flugblatt, in : Du M. 1. S. 215—217. Die Internationale, Jg2. 1920. H24. S. 13—14.
- (7) G. d. A. III S. 593. ff. (Dokument)

- (8) S. Weber : Die einheitlich handelnde deutsche Arbeiterklasse kann den Militarismus besiegen, in : BzG. 1959. H4. S. 822.
- (9) GdA. III. S. 272. O. K. フレヒトハイム『ヴァイマル共和国時代のドイツ共産党』足利末男訳 東邦出版 一九七二年、一〇六頁。
- (10) H. Naumann/F. Voigtländer, a. a. o. S. 463.
- (11) Ebenda. S. 467. f.
- (12) E. Könnemann, a. a. o. S. 918. ケーネマンは、レギーンとUSPDの交渉にゲシツケも参加したが、左翼セクト的影響の強かったヘルリン指導部がこの問題について、中央幹部会に報告したかどうか疑わしいと述べている。
- (13) IML, ZPA, D. F. V/13. Flugblatt. in : DuM. 1. S. 215—217. これに対するパウル・レヴィの批判は『ドキュメント現代史二……』二一四頁参照。なお、三月一八日にKPDは四項目の「当面の目標と方策」を提起したが、第四項に「労働者ローテの選出」をかかげている。(IML, ZPA. D. F. V/B. Flugblatt. in : DuM. 1. S. 220—221)
- (14) 中央ステライキ指導部の構成についてはH. Naumann/F. Voigtländer, a. a. o. S. 469. 参照。
- (15) E. Könnemann, a. a. o. S. 119. W. Pieck : Gesammelt Reden und Schriften, S. 33.
- (16) Jacob Walcher: Die Zentrale der KPD und der Kapp-Putsch, S. 401. f.
- (17) W. Pieck, a. a. o. S. 34 のためW. ピークら四人のスト指導部は解任され、新しい代表が選ばれた。(H. Naumann/F. Voigtländer, a. a. o. S. 471)
- (18) E. Könnemann, a. a. o. S. 912.
- (19) Die Rote Fahne, Nr. 32 vom 26. März 1920. in : DuM. 1. S. 230—231. この声明は、三月二六日付のローテ・ファーンでは、日付が二二日となっており、「DuM. 1」の中では表題で二三日とされながら、最後の日付が二一日付になっている。またGdA IIIに収録されている資料は、最後の日付もカッコに入れて二三日付となっている。またM・J・ブラウンは、これを三月二一日とし、『第三インターとヨーロッパ革命』二一六頁—二一七頁)フレヒトハイムは「三月二一日……声明が

多数派をしめた」(前掲書一〇四頁)としながら次の頁で「二三日、先にあげた中央幹部会声明が起草された」(同上二〇五頁)と混乱している。更にボルケナウは「三月一八日の決定大会…で『忠実な野党』の政策を描いた…：ヴァルヒャーの声明」としているが、これは完全な誤りである。本文の叙述からも明らかのように、この声明は二三日になってはじめて採択され、二六日の「ローテ、ファーネ」第三二号に発表された。この日付が二一日とされている所から様々な誤りが生じているが、何故この日付が付されたかは不明である。なおこの間の事情については、W. Pieck, a. a. o. S. 31-35. 参照。二三日の声明に対して、レーニンはいくつかの誤りを指摘しながらも、「まったく正しい」と述べてこれを支持した。『レーニン全集』三二巻九七九-九八頁。

- (20) W. Pieck, a. a. o. S. 29. f.
- (21) Vorwärts, Nr. 135/151. vom 22. März 1920. in : DuM. I. S. 222-225.
- (22) Vgl. Beschluß der Vorstände des ADGB, der AfA, der Berliner Gewerkschaftskommission, der SPD und der USPD vom 22. März 1920. in : GdA. III. S. 588-589. (Dokument).
- (23) E. Könnemann, a. a. o. S. 914. f.
- (24) この当時の党員数の移動については、フレイトハイム前掲書九九頁、三二七頁 H. Weber : Die Wandlung des deutschen Kommunismus, S. 362. GdA. III. S. 268. をそれぞれ参照せよ。
- (25) W. Pieck, a. a. o. S. 34.
- (26) 上杉重二郎『ドイツ革命運動史』上 青木書店 一九六九年 一八一頁。
- (27) M. J. ブラウン「カップ一揆の教訓」『第三インターとヨーロッパ革命』所収 二二七-二二八頁、同様の事実は、フレイトハイム、前掲書一〇四頁、一〇六頁にも述べられている。

(二) 統一戦線戦術の開始

一九二〇年から一九二一年にかけて、一連の資本主義諸国における革命闘争は顕著な衰退を示し始め、戦後革命的危機の中で一時的後退を余儀なくされた資本家階級は、各国において徐々に反撃に転じはじめた。大資本の攻勢は勤労者のすべての層に及んだが、なによりもまず、労働者階級に鋒先をむけていた⁽¹⁾。従って、その政治的見解や労働組合所属のいかんにかかわらず、すべての労働者の関心は、ますます強まる資本の攻勢を撃退することにあつた。このような資本攻勢の強化とそれによる経済要求の切実化、共同闘争への意欲の増大が、KPDの新たな戦術的發展の客観的前提条件をなしていたのである。

KPDのブルテンベルク地区指導部は、一九二〇年一月から二月にかけて、党中央幹部会と協議の上、プロレタリアートの行動の統一のためのキャンペーンを開始することを決定し⁽²⁾、ドイツ金属労働組合(DMV)のシュトットガルト地方支部は、この指導の下に、二六〇〇〇人組合員の名でよびかけを発し、直ちにADGBに働きかけ、五項目にわたる要求を提示して攻勢的行動を開始することをDMV幹部会に要求した。シュトットガルト金属労働者代表者大会もこの要求を支持し、三つの労働者政党に対して、労働組合と共に統一行動に加わる事をよびかけた⁽³⁾。これは「シュトットガルト要求」として労働者の間に知れわたることとなり大きな反響をよびおこした⁽⁴⁾。

一月二日、「ローテ、ファアーネ」は、このよびかけを一面に掲載してこの五項目の要求の討論と賛同を全労働者によびかけ⁽⁵⁾、二九日に開かれたKPD中央幹部会も、ラデック(Karl Radek)の勧めで、プロレタリアートの共同戦線のためのキャンペーンの先頭に立ち、これを指導してゆくことを決定した。更に同日、共同闘争に向けての要求を作成

する小委員会が任命され、翌一九二一年一月七日、要求の草案は全国地区書記会議(Konferenz der Bezirksekretäre)に提出され、討論の後採択された。⁽⁶⁾直ちに文書は一月七日の日付を付され、翌一月八日付「ローテ・ファーネ」に発表された。これが世に言う「公開状 (Offener Brief)⁽⁷⁾」である。

「公開状」は、ADGB・AfA・一般労働者同盟・自由労働者同盟(サンディカリスト)の諸労働団体、及びSPD・USPD・ドイツ共産主義労働者党(KAPD)あてに出され、「単一のより緊密な共同行動の追求を……直ちに始めるよう提案」し、「行動の基礎条件」として四節八項目にわたる要求をかかげていた。KPDは「この要求を絶対的なものとして受け入れるかどうか、それが我々の前提だとは決して言うつもりはない」としながらも、「ただちに仮借ない非妥協的闘争を始める用意があるかどうか」というよびかけに対して「一九二一年一月一三日までに」回答するよう迫った。

このようなKPDのよびかけに対して、一般労働者大衆の反応は積極的なものであったが、⁽⁸⁾労組中央団体や諸政党の反応は冷淡なものであり、⁽⁹⁾結局共同行動を実現するには至らなかった。

このように「公開状」によってKPDは、新たな戦術的發展をとげたが、これはコミンテルン内に重大な意見の相違を引き起した。

二月二一日のコミンテルン執行委員会(EKKI)幹部会では、多数が「公開状」に対して否定的見解を示し、⁽¹⁰⁾翌二二日のEKKIでも、ジノヴィエフ(Grigori J. Sinowjew)は「公開状」を非難し、ブハーリン(Nikolai I. Bucharin)もこれを「非革命的な行為」と評価した。⁽¹¹⁾これに対してラデックは「公開状」を「現実的方策」として支持した。⁽¹²⁾このような対立を察知したレーニン(W.I. Lenin)は「精力的な介入を行ない」ラデックに賛成して「公開状」を支

持した。⁽¹³⁾ 彼は、ツェトキン (Clara Zetkin) とレヴィイ (Paul Levi) にあてた四月一六日付の手紙の中で次のように述べている。

「私はただ公開状を読んだだけですが、それをまったく正しい戦術だと考えました。(わが国の『左派』は、この『公開状』に反対でしたが、私は彼らの反対意見を叱っておきました。)⁽¹⁴⁾」

これらの事実をみても、行動統一の戦術が、ロシアの国益のためにコミンテルンによって各国共産党におしつけられたかのように言う所論⁽¹⁵⁾がいかに誤りに満ちたものであるかは、明白であろう。「公開状」戦術は「ドイツ国内での大衆行動によって準備され」、⁽¹⁶⁾「日常の必要性から生み出され、経験的に発見された」⁽¹⁷⁾のであり、「モスクワやベルリンでのいかなる政策決定に応じたものでもなく、事情の頑固な論理に即応したもの」⁽¹⁸⁾であった。

この戦術は、それまでもあった地方的部分的な行動統一のイニシヤを、全国的総体的イニシヤへと質的に発展させ、KPDの「無意識的大衆獲得政策から意識的大衆獲得政策への成長」⁽¹⁹⁾を示すものであったが、同時に、これは、戦後の革命状勢が沈静化に向う中でいかにして権力に接近するか、というKPDの模索の中で生み出された戦術でもあった。P・ブレーマー (Paul Bremer) は、KPDの理論機関誌「Die Internationale」の中で「これからどう闘うのか」、大衆の思想的成熟まで闘争を控えるか、少数派の峰起によって独裁を達成するか、との問題設定に対して、大衆獲得のためのプロレタリアートの部分的運動への結合という第三の道を提起し、西ヨーロッパでは、ロシアの場合以上に困難な闘争を行なわざるを得ないこと、決定的闘争以前にプロレタリアートの圧倒的多数を獲得しなければならぬこと、彼らをわかりやすいスローガンの下に動員しなければならぬこと、即ちKPDは「常に全力をあげて労働者大衆の最も身近な生活上の利害」「分裂することなく統一する利害のために、彼らを闘争の中で導こうとする立

場に立たなければならぬ」ことを強調した⁽²⁰⁾。このようなブレーマの所論は、当時のKPDの理論水準の高さを示すものであった。このように「公開状」戦術は、革命闘争において、部分的な要求解決のための日常闘争を正しく位置づける点で重要な第一歩を印したが、他方で、①党内で十分な論議と意志統一なしに短期間内に定式化され、思想的準備なしに発表されたこと、②あわせてUSPDとの合同による主体的力量に対する過大評価もあって、「公開状」戦術の趣旨と必要性が党内で正しく理解されなかったこと⁽²¹⁾、③要求そのものの実現にむけて大衆運動を組織しなかった点にもあらわれているように、統一への態度を問う事で社民諸党の本質を暴露するという戦術水準を脱しきれていないこと等の不十分性をもあわせものであった。

また「公開状」戦術は、限定された一時的なものであって、すでに検討対象とされた労働者政府構想との体系的有機的連関は全く意識されていない。後に統一戦線政策として結合される二つの概念的契機Ⅱ労働者政府構想と行動統一の戦術が、さしあたり異った歴史的時点で、別個に政策対象として問題にされたという歴史的事実は、注目してよい事である⁽²³⁾。

(第二節)

- (1) 当時の労働者の生活状況及び賃金水準については、GdA. III. S. 314ff. S. Vietzke/H. Wohlgemuth : Deutschland und die deutsche Arbeiterbewegung in der Zeit der Weimarer Republik, 1919-1933, S. 74. J. Kuczynski : Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Band V. S. 161-195. 等を参照せよ。
- (2) A. Reisberg : An den Quellen der Einheitsfontpolitik, Der Kampf der KRD um die Aktionseinheit in Deutschland, 1921 bis 1922. (以下 An den Quellen...と略す) S. 701. Anm 4.

- (3) この間の経過について石川浩氏は「この重要な契機を与えたのは、シュトゥットガルト党組織」で「党組織は」「五つの要求」を「作成し」「提案した」(石川浩 前掲論文 四七頁)としているが、これは誤りである。要求を作成して提案したのは党組織ではなく、DMVのシュトゥットガルト地方支部とその代表者大会である。
- (4) A. Reisberg : An den Quellen...S. 51f.
- (5) Die Rote Fahne, Nr. 249. vom 2. Dezember 1920. in : DuM. I. S. 354-356.
- (6) A. Reisberg : An den Quellen...S. 53. E. H. カー『ボルシェヴィキ革命』一九一七—一九二三』第三巻、宇高基輔訳、みすず書房、二二五—二二頁。
- (7) Die Rote Fahne. Nr. 11 vom 8. Januar 1921. in : DuM. I. S. 410-412. Offener Brief, in : Zur Geschichte der KPD, Eine Auswahl von Materialien und Dokumenten aus der Jahren 1914-1946. S. 100-102. 邦訳は『第三インターナショナルの革命』所収。三二〇頁—三二二頁。
- (8) A. Reisberg: An den Quellen...S. 61. ff. S. Vietzke/H. Wohlgemuth, a. a. o. S. 76f. GdA. III. S. 319. O. K. ノンノット、前掲書、一一五頁。
- (9) A. Reisberg : An den Quellen...S. 57. ff.
- (10) Ebenda, S. 82.
- (11) 『コミンテルンの歴史』上、九四—九五頁。
- (12) A. Reisberg : An den Quellen...S. 82. E. H. カー、前掲書、二五二頁。
- (13) 『コミンテルンの歴史』上、九五頁、E. H. カー、前掲書、二五二頁。
- (14) 『ノーニン全集』四五巻、一一二頁。
- (15) Jane Degras : United Front Tactics in the Comintern, 1921-1928, in : St. Anthony's Papers. No. 9. International Communism, pp. 9-10. W. T. Angress : Stillborn Revolution. pp. 224-225. Babette, I. Gross : The German Communists' United-Front and Popular-Front Ventures, in : The Comintern, Historical Highlights, p. 113. ノンノット

ツ・ボルケナウ『世界共産党史』一五一—一五二頁。O・K・フレヒトハイム、前掲書、一二三頁。A・ローゼンベルク、前掲書、一四八—一五〇頁。

- (16) A. Reisberg : An den Quellen...S. 49.
- (17) A. Reisberg : Zur Genesis der Losung Arbeiterregierung in Deutschland, in : BzG. 1965. H6. S. 1026.
- (18) E・H・カー、前掲書、一三四頁。
- (19) 石川捷治「統一戦線理論の形成過程」四三頁。
- (20) Paul Bremer : Die Bildung der einheitlichen proletarischen Kampfent, in : Die Internationale, Jg3. H1. S. 1ff. H2. S. 10ff (邦訳 P・ブレイマー「統一プロレタリア闘争戦線の形成」『第三インターとヨーロッパ革命』所収、三二三頁—三二六頁)
- (21) G. d. A. III. S. 321. A. Reisberg : Die Leninische Politik der Arbeitseinheit und ihre Anfänge in Deutschland, in : BzG. 1963, H1. S. 62.
- (22) A. Reisberg : An den Quellen...S. 67.
- (23) この点について、石川捷治氏は「反カップ闘争における『社会主義政府』の経験にもかかわらず、統一戦線の上に立つ政府を提起しなかったことは、統一戦線とのちにいわれる『労働者政府』がそもそも直接的連関を有しないものとして把握されていた点を示唆しているように思われる(石川捷治、前掲論文四三頁)」と述べているが、この点をあまり固定的にとらえるのは正しくない。カップ一揆の際の各地方の(特にケムニッツの)共同行動と地方権力の獲得は、実践運動の中では、自然発生的に統一されていたのである。だが、これも理論的構想に基づくものではなく、この経験の理論化も不十分であった。また、両契機の関連について石川浩氏が、「反カップ闘争終結時に提起された新しい戦略・戦術——『公開状』に基づく労働者統一戦線の設定、及び、帝国主義的政治反動に対する全勤労者の統一行動に基づく『労働者政府』の樹立」(石川浩、前掲論文、四八頁。)としているのは、逆に闘争の各発展段階における水準の差異を無視・混同しており、極めて不正確な記述である。

二 統一戦線政策の形成

(一) コミンテルン第三回世界大会と「攻勢理論」の克服

一九二一年三月一九日、KPD最大の拠点中部ドイツ地域に対して、保安警察軍が進入を開始し、三月二日、マンスフェルト地域の労働者はこれに抗議してゼネストに突入した。二三日以降、これは大規模な武装闘争に発展した。⁽²⁾翌二四日、KPDはKAPDの同調を得て全国ゼネストを呼びかけたが奏功せず、早くも三一日にはゼネスト中止を余儀なくされ、四月一日には一切の武装抵抗を終結した。⁽⁴⁾これが「三月行動」である。

三月行動は、明らかに政治的意図に裏打ちされた当局の挑発によってひき起こされたものであったが、⁽⁵⁾他方、KPDもこれを好機として進んで実力闘争に突入するという「極左的」方針をとった。⁽⁶⁾このようなKPDの対応の根拠となったのは、彼我の力関係を顧慮することなく常に攻勢戦術をとらなければならないとする「攻勢理論」であった。この理論は、警察軍進入開始の二日前、三月一七日に開かれたKPD中央委員会で、ブランドラー(Heinrich Brandler)らによって主張されていたのである。

当時公開状戦術によって新たな大衆政策を実践しつつあったKPDが、このような「理論」を展開するに至ったのは、⁽¹⁾国際関係、国内情勢の危機に対する過大評価⁽⁷⁾ ⁽²⁾主体力量増大への過信⁽⁸⁾ ⁽³⁾ベラ・クンらコミンテルン派遣代表の教唆⁽⁹⁾ ⁽⁴⁾レビイ、ツェトキンら「右派」の中央委員会からの辞任等の事情によるものであった。しかし、これに類する考え方は、ジノヴィエフやブハーリンの主張する「破局理論」「崩壊理論」⁽¹¹⁾のように、当時のコミンテルンの一般

的な情勢論、戦術論に属するものであり、決してKPD独自の特殊事情にのみ起因するものではなかった。「絶対に活路のない情勢というものはない」⁽¹³⁾とのレーニンの批判にもかかわらず、このような「理論」は広く定着し、戦後革命期の沈静化の中で、現実との乖離をますます拡大していた。三月行動は、この隠された乖離を悲劇的な形で暴露したのである。

それにもかかわらずKPDは、三月行動の失敗の後も「理論」の誤りを自覚せず、レビイの党外からの批判は問題の解決を複雑かつ困難にした。⁽¹⁵⁾ しかも、「攻勢理論」に典型的に示された情勢論・戦術論は、コミンテルンの基本路線に抵触するものであり、「もしそれを訂正しなければ……共産主義インターナショナルをほろぼす」危険性があつた。⁽¹⁶⁾ それ故に、この問題の最終的解決は、レーニンの積極的介入を待って、コミンテルン第三回世界大会の中心的課題とされたのである。⁽¹⁷⁾

「攻勢理論」に対するレーニンの闘争は、早くも大会準備の過程で開始された。彼は、六月中旬、「反対派」の一人であつたツェトキン⁽¹⁸⁾との会談で次のように大会のみ通しを述べた。

「心配することはありません。攻勢理論の本は大会に根づくことはないでしょう。……それは一体理論でしょうか……それは幻想です。……我々は詩作にふけったり、夢を見たりしてはなりません」⁽¹⁹⁾

当初レーニンの支持を得られるものと思っていたドイツ代表団は、思わぬ反撃に会って非常な困惑を感じ、責任者のタールハイマー (August Thalheimer) は、五月中中央委員会で大会に提出すべき「戦術テーゼ (案)」を決定していたにもかかわらず、臆してこれを提出せず、ベラ・クンと共同で別の決議草案を作成してこの中でKPDの見解を擁護しようとした。五月一五日にはラデックもロシア代表団の草案を作成し、EKKIはこれを「テーゼ草案」とし

て採用した。この中にはクンリタールハイマー案の見解の一部が組み込まれていた。六月一日、ラデックはこれらの草案をレーニン宛送付し、レーニンは直ちにこれに対する鋭い批判を開始した。

「労働者階級を共産主義の原理の味方に獲得するための……一般的諸任務の第一章で、労働者階級の多数者を獲得する必要についての命題を弱めるということ——これはベラ・クンとタールハイマーの無思慮の……またあわてて人の言いなりになるラデックのやり方の典型的な見本である。」⁽²⁰⁾「こう批判した後レーニンは、「労働者階級の多数者になによりも第一に古い労働組合内で……系統的に獲得してゆくこと」、「『公開状』の戦術はどこでも必須なものであること」⁽²¹⁾を特に強調した。

このような批判によって草案は新しく作り直されて戦術委員会に提出されたが、レーニンとKPD代表団はこれに満足しなかった。この時、遅れてモスクワに到着したドイツ代表団の多数は中央委員会の決定に反してKPD草案を提出しなかったタールハイマーに抗議し、独自にKPD草案の配布を開始した。

事態の悪化を憂慮したレーニンとロシア共産党は、六月一五日、KPD代表団との会談を持ち説得を試みた。しかし、KPDは小冊子⁽²²⁾の配布をとりやめ、独自の決議案を提出しない事に同意したが、修正案を提出する権利を留保した。このようにして、戦術テーデ案は、代表団ビューローの署名を付して、ロシア共産党単独で大会に提出されることとなった。

コミンテルン第三回世界大会は、六月二二日午後七時に開会されたが、実質討議は翌六月二三日のトロツキー報告によって開始された。

トロツキー (Lew D. Trozki) は、「経済情勢に関する報告の中で「三年間の戦後期はその終結に近づきつつある」

こと、「階級的力関係が変化しはじめている」⁽²³⁾ こと、を確認し、「戦後革命運動の第一期は実質的には終了した」⁽²⁴⁾ 事を論証した。トロツキーの報告は、資本主義の回復の可能性を認め、革命運動の条件を検討し、その長期的発展を展望していた。しかし、同時に、ここで指摘されているのは、資本主義崩壊と革命情勢激化の速度の弱まりと瞬間的停滞にすぎないのであって、「資本主義発展のカーヴ」が「下降線を辿っており、他方革命のカーヴ」が「上昇しつつある」⁽²⁵⁾ ことが同時に強調されている点に注意しなければならない。

六月三〇日、第一〇回会議で戦術に関して報告したラデックもまたこのような立場にもとづいていた。

「世界革命の諸力はひき続きその効力を有しており、我々は世界革命の敗北の前にあるのではなく、新たな闘争のための革命的諸勢力の結集の前に位置している」⁽²⁶⁾ (傍点は原文イタリック体) 従って各党の「主要課題」は、この闘争を準備すること、「共産主義の理念のためにプロレタリアートの大多数を獲得すること」⁽²⁷⁾ である。

ラデックの報告に関する討論開始に先立ってドイツ代表团は塊、伊両代表团と共に、①多数者の獲得並びに公開状の承認を述べた部分の削除 ②中央派・右翼日和見主義との闘争の強調、③左翼セクト主義に対する闘争に関する部分の削除 ④「攻勢理論」の主要内容のそう入、を中心内容とする、戦術テーゼの修正案を提出し、後に大会票数の約半数を占める代表团が、これに加わった。⁽²⁸⁾

修正案の趣旨説明は、伊代表のテルラチニ (Umberto Terracini) によってなされたが、⁽²⁹⁾ 演説の途中に会場に入ってきてこれを聞いていたレーニンは、直ちに発言を求め、猛烈な反論⁽³⁰⁾ を展開した。

「われわれの第一の任務は、真の革命党をつくり、メンシエヴィキと絶縁することである。……第二段階は、みずからを党に組織したのち、革命の準備をすることを学びとることであろう。」すなわち、「どのような方法で大衆を味方

に獲得すべきかを知らなければならぬ。このためには革命を根本的に準備することが必要」であり、「勝利するためには、権力を維持するためには、労働者階級……の多数者にとどまらず、農村の被搾取勤労住民の多数者を獲得しなければならぬ。」このための具体的方策は「公開状」戦術に示されている。「『公開状』戦術は、模範的な政治の方策である。……公開状は労働者階級の多数者を引きよせる実践的措置の最初の行為として、模範的である」。

戦術に関する討論は、のべ二三人の発言の後、ラデツクの結語⁽³¹⁾をもって終了し、戦術テーゼ草案は、小委員会に付託された。時に七月三日午前二時であった。⁽³²⁾

舞台を小委員会に移して激しい討論がなされていたさ中、七月五日、レーニンは再びロシア共産党の戦術に関する演説⁽³³⁾を行ない、「いま必要なことは、革命を根本的に準備し、先進的な資本主義諸国における革命の具体的な発展をふかく研究することである」と強調し、「資本主義的に発展した国々でプロレタリアートが組織されていなければいゝほど、われわれがそれだけ根本的に革命を準備することを歴史は要求しており、そしてわれわれは、それだけ根本的に労働者階級の多数者を獲得しなければならない」と主張した。

以上みられるように、レーニンは、攻勢理論に対して、革命の根本的準備を強調し、実践の方策として公開状戦術を対置した。その中心的主張は、多数者の獲得であったが、それはあくまでも共産主義の「原理の下へ」の獲得であって、限定目標達成のための思想的原理を越えた諸組織間の行動の統一とは、概念的に異なったものであった。レーニンによる共産主義の原理の下への多数者の獲得の主張は、この年の暮に出される「統一戦術に関する指針」によってはじめて、行動の統一による多数派形成の政策へと質的に発展するのである。

レーニンの二回の演説によって、攻勢理論は急速にその勢いを失い、もはや大会の帰趨は明らかだった。七月九日、

戦術テーゼは全員一致で採択された⁽³⁴⁾。これによってコミンテルンは、情勢の転換に自己の戦術を適応させ、新たな大衆政策の礎を築いたのである。⁽³⁵⁾

大会終了の前日、七月一日、招待された各国代表団を前にレーニンは、次のように断言した。

「今日のわれわれのただ一つの戦略は、もっと強力になるということ……もっと賢明に、もっと考えぶかく、『いっそう日和見主義的に』なることである。⁽³⁶⁾」「(いっそうよく跳ぶには、うしろへ下がらなければならぬ)……われわれは新しい戦術を適用しようとしており、この方法で大衆を獲得するであろうと、全ヨーロッパでわれわれはみな一致して言明するであろう。⁽³⁷⁾」

(第二章 第一節)

(1) フレヒトハイム、前掲書、一一七頁

(2) この間の事情については、マクス・ヘルツ「中部ドイツの蜂起」(『ドキュメント現代史二』)所収、二二八頁―二二九頁に詳しい。

(3) Die Rote Fahne, Nr. 140 vom 24. März. 1921. in: DuM. I. S. 445-447.

(4) 以上の詳しい経過については、GdA. III. S. 323ff. 上杉重二郎、前掲書、一九五頁―一九七頁。W. T. Augress: *Stilborn Revolution*, Chapter IV, v. pp. 105-166 を参照。

(5) 三月行動が、当局の完全な排発であったか、共産主義者の計画的武装蜂起であったかは意見の分れる所である。しかし、その直接的契機が、当局の警察軍の派遣であった事に異論はない。(イーヴリン・アンダースン 大下貞一訳『ハンマーか鉄床か』一四五頁―一四六頁、W. T. Augress. op. cit. p. 126. A. ローゼンベルク、前掲書、一四六頁、マクス・ヘルツ、前掲書、二二五頁等)。上杉重二郎氏は「ドイツにおける一九二一年三月行動」『現代と思想』第二三号の中で、これが、

コミンテルン初期における統一戦線政策の形成

支配階級の明確な排発であった事を論証している。

- (9) Paul Frölich : Offensive, in : Die Internationale, Jg 3, H3, S. 66. e. m : Aufgaben der Partei, in : Die Internationale, Jg 3, H9. S. 321. V K A P D 中央「三月行動のための回状」『ドキュメント現代史二…』所収、二二三頁。
- (7) Leitsätze über die Märzaktion, Die Rote Fahne, Nr. 160 vom 10. April 1921. in : DuM. 1. S. 451-452. Paul Frölich, a. a. o. S. 65ff. Paul Levi : Unser Weg, Wieder den Putschismus, Berlin 1921. S. 22f.
- (8) Paul Levi, a. a. o. S. 22, S. 23.
- (6) A. Reisberg : An den Quellen……, S. 93. このスラ・クンの役割を、クロンシュタット反乱、NEP導入というロシアの国内事情からヨーロッパの人為的蜂起の組織のために派遣されたとする議論がある。フレヒトハイム、前掲書、一一八頁、ボルケナウ『世界共産党史』一四五頁参照。(なお、W. T. Angressによれば、同様の主張がHeinz Schüler : Die Politische Arbeiterbewegung Deutschlands in der Nachkriegszeit, 1918-1923, S. 48. Walter G. Krivitsky : In Stalin's Secret Service, An Expose of Russian's Secret Policies by the former Chief of the Soviet Intelligence in Western Europe, p. 32. G. Nollan : Die internationale Wurzeln und Erscheinungsformen, S. 62. などにもなされている。W. T. Angress, op. cit. pp. 120-121.)だが、最近の研究では、ベラ・クンがクロンシュタット反乱を目撃してから出発するのは、時間的に無理であった等のことから、クロンシュタット反乱、NEP導入を、ベラ・クンの派遣に直接結びつけるのは誤りであるとされている。(E・H・カー、前掲書、二五三頁—二五四頁注二)。
- (10) 一九二一年二月のK P D第二回中央委員会で、K A P Dのコミンテルン加盟と、イタリア社会党からの共産党の分離に反対したP・レヴィの決議は二三対二八で拒否された。これを不満とするE・ドイシッヒ、A・ホフマン、O・プラス、C・ツェトキンは、レヴィと共に、幹部会員を辞し、ドイシッヒ、レヴィにかわって、H・ブランドラーとW・シュテッカーが、党議長に就任した。
- (11) Vgl. N. Bucharin : Die Diktatur des Proletarats in Rußland und die Weltrevolution, in : Kommunistische Internationale, (以下K I と略す) 1919. Nr. 4/5. N. Bucharin : Über die Offensivtaktik, in : K, I. 1920 Nr. 15.

- (12) 嶺野修「コミンテルンと世界経済論」(1)北大『経済学研究』二四卷四号 森杲『相対的安定期』の分析視角(その一)コミンテルンの世界経済論(1)と(3)北大『経済学研究』七四年三月、七月、九月、二四卷一号、二号、三号、参照。
- (13) 『レーニン全集』三一巻、二一九頁。
- (14) KPDは、三月行動の正当性を論証するためにかえって攻勢理論に固執し、四月七、八日の中央委員会は、「革命的攻勢の路線を堅持し……歩み続けなければならない」とする「三月行動に関する指針」を採択した。(Die Rote Fahne, Nr 160 vom 10. April 1921. in: DuM. I S. 451-456) KPD理論機関誌“Die Internationale”に掲載された諸論稿 Paul Frölich: Offensive, H3. S. 66-71. A. Thalheimer: Die erst Versuch, H4. S. 105-114. Ruth Fischer: War die Märzaktion der KPD eine “Besserheimererei”? H5. S. 160-170. W. Stöcker: Vom Bakunismus, H5. S. 171-175. P. Frölich: Galgenfist, H6. S. 193-200. 等は、攻勢理論と三月行動を積極的に擁護した。
- (15) P・レヴィイは、三月二九日指導部批判の手紙を個人的にレーニンに出し、四月四日には、小冊子「Unser Weg」を書きあげ、四月十二日これを公刊した。C・ツェトキンによればレーニンは、レヴィイのこのやり方を批判して「P・レヴィイは、自身自身の最悪の敵です」と述べたという。(Clara Zetkin: Erinnerungen an Lenin, Berlin. 1929. S. 33).
- (16) 『レーニン全集』三二巻
- (17) ツェトキン、ヘルンレらは党内で「反対派」を形成して、四月中央委員会で三月行動の極左的傾向を批判する決議を提出した。ラデックも「攻勢理論」を批判しつつあった。(K. Radek: Der Krisis in der deutschen Kommunistischen Partei, in: Die Internationale, H7. S. 236-238. 同: Lehren der Märzkämpfe, H8. S. 277-280) しかし、いずれも大勢を占める事はできず、最終的解決は、第三回大会にゆだねられた。
- (18) 五月三日―五日のKPD中央委員会は、第三回大会代表団を選出したが、これには「反対派」代表は含まれていなかった。しかし、ツェトキンの訴えを受けたレーニンの指示によって国際婦人会議代表としてモスクワに行くことになっていたツェトキン他二名の「反対派」代表も大会に参加する事になった。(『レーニン全集』四五巻、一六一頁。八二四頁、注一六一。W. T. Angress, op. cit. p. 175. 参照。)

- (19) C. Zetkin, a. a. o. S. 26f.
- (20) 『レーニン全集』四二卷、四二九頁。
- (21) 同右 四二卷、四三〇頁。
- (22) Taktik und Organisation der revolutionären Offensive, —Die Lehren der Märzaktion, Leipzig—Berlin. 1921. 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35)
- (23) Protokoll des III. Kongresses der Kommunistischen Internationale, Hamburg, 1921. (Zitat Protokoll. III. 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 49.
- (24) Tesen und Resolutionen des III. Weltkongresses der Kommunistischen Internationale, S. 9.
- (25) Ebenda, S. 28.
- (26) Karl Radek: Der Weg der Kommunistischen Internationale, Referat über die Taktik der K. I., gehalten auf dem III. Weltkongress, S. 8. Protokoll III. S. 434ff.
- (27) Ebenda, S. 21.
- (28) A. Reisberg: An den Quellen... S. 177. f.
- (29) Protokoll. III. S. 498ff.
- (30) Ebenda, S. 508ff. 『レーニン全集』三二卷、四九八頁—五〇九頁
- (31) " S. 652ff.
- (32) " S. 671.
- (33) " S. 746ff. 『レーニン全集』三二卷、五一〇頁—五三〇頁
- (34) " S. 951.
- (35) 三回大会の結果についてレーニンは、ツェトキンに次のように語った。「全体として、我々の第三回世界大会の決定は極めて満足のゆくものです。それははかりしれない歴史的重要性をもち、真にコミンテルンの『転換点』を画しています。」

(C. Zetkin, a. a. o. S. 41)

(36) 『レーニン全集』四二卷、四三七頁

(37) 同右 四二卷、四三八頁

(二) 「公開状」戦術への復帰

コミンテルン第三回世界大会は、「大衆の中へ」のスローガンを明らかにして、正式に「攻勢理論」を退け、国際共産主義運動の新たな戦術的發展の道を拓いた。とりわけ、第三回大会は、「三月行動」の敗北によって陥った孤立と、運動の行きづまりから抜け出そうとして、実践においては「公開状」戦術に復帰しつつあった⁽¹⁾KPDの、理論的総括と自己理解の過程を促進し、党内団結の回復に対して、大きな援助を与えた。だがこれらの諸問題の最終的解決は、KPD自身の手によってなされなければならなかった。

八月二日、三日、KPDは、第三回世界大会に対する態度を決定するために、中央委員会を開催した。中央委員会は、三月行動に対する批判を受け入れ、行動統一をめざす闘争を承認し、政治方針上、「公開状」戦術への復帰に向けて重要な前進を示した⁽²⁾。しかし、モスクワで結ばれた、「反対派」との「和解条項」⁽³⁾の中で約束されていたツェトキンらの中央委員会、幹部会への登用は、ベルリン「左派」等の抵抗のために可否同数となり、この時点では実現できず⁽⁴⁾、党内闘争の克服と団結の回復は、次期党大会の重要な課題となった。

KPD第七回党大会は、一九二一年八月二二日から二六日までイェナで開催され、二七四人の代議員と七六人の評議員が出席した⁽⁵⁾。大会には、その重要性を反映して、コミンテルン執行委員会（ジノヴィエフ）、レーニン、ラデツ

クの三者からの手紙が寄せられた。

EKKIを代表したジノヴィエフの手紙は、西欧諸党の「主要な任務は、プロレタリアートの多数、とくに労働組合に組織されている労働者の多数を、われわれの側に獲得すること」であり、そのためには「大きなエネルギーと忍耐が必要である」と強調した。更に手紙は、KPD内の「二つの傾向」Ⅱ「陳腐なきまり文句しか言わない」「極『左派』と、レヴィを「典型的代表」とする「日和見主義」を識別し、これら両者に対して警告を發した。

大会に最も大きな影響を及ぼしたのは、レーニンの手紙であった。彼はKPDの当面の課題を次のように明快に示した。

「冷静さと忍耐力を失わないこと——過去の誤りを系統的に直していくこと——労働者大衆のあいだで、労働組合の内外で、たゆむことなく多数者を獲得していくこと——諸事件のどのような転換に出会っても、大衆を真に指導することのできるような、しっかりした、賢明な共産党を辛包ぶよく建設していくこと——もっとも啓蒙された（一般に多年の経験によって、とくに『ロシアの経験』によって）先進的ブルジョアジーの最良の国際的戦略と同じ水準に立つ戦術をつくりあげること——これこそ、ドイツ・プロレタリアートのしななければならないこと、またするであろうことであり、彼らに勝利を保障するものである。」「プロレタリアートの多数者をわれわれのがわへ獲得すること——これが『もっとも主要な任務』……である。」

一方、ラデツクの手紙は、三月行動と「攻勢理論」を断罪していたが、主要な攻撃方向を、「左翼」主義よりも、「日和見主義」に向けていた点で、前二者とはニュアンスを異にするものであった。

党大会の報告は、八月中央委員会の時以上に自己批判的であり、討論の中でも「大衆の中へ」のスローガンに対す

る賛意が表明された。中央委員会を代表して、ピークは結語の中で次のように討論を総括した。

「大衆の中へ！ 大衆をわれわれの見解に獲得すること、大衆を宿命論からひき離すこと、大衆を闘士に育てあげること……これが共産党の巨大な課題である。」⁽⁹⁾

三回大会に関する決議は、三つの草案のうち「左派」の案が採用され、起草委員会で検討された後、反対七で採択された。決議は、「第三回大会の諸決定の基盤の上に立ち」「『革命的攻勢の哲学』を拒否した」ことを最終的に言明し、長い間の論争に結着をつけ、以下の三項目をこの間の教訓として確認した。

「一、具体的情勢の正確な分析とあらゆる闘争の慎重な準備。幅広い大衆との密接な結合。すべての労働者にとってわかりやすい目標のための闘争の開始。

二、統一した闘争精神を持った組織の慎重な拡大と浸透。鉄の闘争規律。

三、日和見主義的な、あまりにも受動的な傾向を持つあらゆる残存物、並びに革命的性急さと言葉だけ勇ましい空文句の政策の克服。」⁽¹⁰⁾

第七回党大会で確立されたKPDの新思路線は、直ちに具体的闘争の中で試練にさらされた。党大会が終了した八月二六日、時の蔵相M・エルツベルガー(Matthias Erzberger)が、右翼テロリストによって暗殺⁽¹¹⁾され、爆発的な抗議運動が発展したのである。KPDは、直ちによびかけを⁽¹¹⁾発してこの闘争の先頭に立つと共に、「公開状」戦術への復帰を定着させ、更にいくつかの点でこれを発展させた。

第一に、それまで「勤労者の結集」あるいは、「労働者の統一」としてのべられていた要求を「プロレタリア統一戦線の樹立」⁽¹²⁾という闘争目標にスローガン化して意識的に提起したことである。

第二に、社民系労働者だけでなく「キリスト者」系労働者にもよびかけた事⁽¹³⁾である。中央党は「キリスト教」系労働者とその影響下においていたが故に、中央党代議士の暗殺に対する憤激は彼らの間にも急速に高まった。KPDはこの労働者層の変化を正しくとらえたのである。

第三に、「君主主義的反革命……はブルジョア民主主義に対して立ち向っている⁽¹⁴⁾」としてブルジョア民主主義擁護の姿勢を明確にし、共和国擁護を主張した⁽¹⁵⁾ことである。ドイツを「民主主義を信じたり、ないしは民主主義を通じて、社会主義を信じたりする……ようなプロレタリアは全く存在しない国⁽¹⁶⁾」である、⁽¹⁷⁾としたり、「労働者にとっては、……共和国などでもよいものなのである」と主張する強力な「左派」を内にかかえたKPDが、ブルジョア民主主義に対してこのような立場を表明しつつあったことは、注目すべきことであろう。

(第二章 第二節)

- (1) KPDは、三回大会以前から、日常要求の重視、共同闘争の追求の方向性を再びうち出していた。
Vgl. Die Rote Fahne, Nr.191, vom 29. April 1921. in: DuM. I. S. 464-470.
五月一〇日の政治回状' IML, ZPA, 3/1/25. Bl. 12-15. in: DuM. I. S. 464-470.
五月一四日政治回状' IML, ZPA, 3/2/38. Bl. 78. in: DuM. I. S. 479-480.
Die Rote Fahne, Nr. 227 vom 22. Mai 1921. in: DuM. I. S. 481-487.
Die Rote Fahne, Nr. 255 vom 8. Juni 1921. in: DuM. I. S. 488-491.
- (2) A. Reisberg: An den Quellen...S. 202ff. W. T. Angress, op. cit. p. 197. Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung: Chronik. II, (以下 Chronik を略す) S. 114.
- (3) 三回大会開催中の七月六日、KPD幹部会は「反対派」とロシア代表団に五項目の申し入れを行ない和解を働きかけた。

七月九日、二者の会談が開かれ、その結果が六項目にまとめられ、テールマンを除く参加者全員がこれに署名した。これが「和解条項」とよばれたものである。その内容は概略、以下のとおり。①全同志による大会決議の承認、②分派形成の中止、③党の統制下にある機関誌だけとの協力、④党機関による議会フラクションの規制と統制、⑤党機関誌と党組織内で論争を最大限可能にすること、⑥大会決定を誠実に実行しようとする全党員の活動への参加。この際以前の見地は問題にされてはならない。(zit in: A. Reisberg, a. a. o. S. 727. Anm. 111.)なお、七月六日の五項目の申し入れの第三項で、ツェトキンを中央委員会に加えること、第四項でツェトキンの幹部会への選出に反対しないことが、明記されていた。(Vgl. A. Reisberg: An den Quellen...S. 726. Anm. 108).

(4) A. Reisberg: An den Quellen...S. 210.

三回大会が終わり、ツェトキンがモスクワを離れる時、レーニンは次のように語ったという。『和解条項』はそれだけでは…なんらの保証でもありません。…あなたは幹部会にもどらなければなりません。そして、あなたは、自分としてはそうすることが正しく、自分の義務であるように思われる時でさえ、再び中央委員会から去ってはなりません。…私は個人的に、党を分裂させないよう努め、せいせい、ほんの小さな分裂に止めるようにあなたに責任を課します。(C. Zetkin, a. o. S. 42ff)

(5) GdA. III. S. 339. Chronik. S. 115.

(6) Die Tätigkeit der Exekutive und des Präsidiums des E. K. der K. I. vom 13. Juli 1921 bis 1. Februar 1922, (以下、Tätigkeit 略す) S. 108-120.

(7) 『レーニン全集』三二巻、五五一頁—五六三頁。

(8) Karl Radek: Brief an den Parteitag der KPD in Jena, August 1921, zit in: Dietrich Möller: Karl Radek in Deutschland, S. 197-201. A. Reisberg: An den Quellen...S. 217f. W. T. Angress, op. cit. pp. 200-201.

(9) Wilhelm Pieck: VII Parteitag der KPD, Jena, 1921. in: Gesammelte Reden und Schriften, S. 92.

(10) Bericht über die Verhandlungen des 2 [7] Parteitages der KPD, (Sektion der K. I.). Berlin 1922. S. 408-409.

in : DuM.1. S.533-535.

- (11) Die Rote Fahne, Nr. 396 vom 29. August 1921. in : DuM.1. S.565-566.
- (12) Ebenda, in : DuM.1. S.566.
- (13) Die Rote Fahne, Nr. 393. vom 27 August 1921.
- (14) Die Rote Fahne, Nr.401. vom 1. September 1921. in : DuM.1. S.567.
- (15) Die Rote Fahne, Nr.400 vom 31. August 1921.
- (16) Ruth Fischer : War die Märzaktion der V. K. P. D. eine "Bettelheimerei"? in : Die Internationale, Jg3. H5. S.168.
- (17) Ernst Friesland : Nach dem Parteitag, in : Die Internationale, jg 3. H12. S.445

(三) 労働者政府論の形成

KPDは共産主義者を含めた労働者諸政党によって構成される政府の問題を、二度にわたって検討の対象としたことがある。一度目は、一一月革命時の「人民委員政府」であり、⁽¹⁾二度目は、カップ一揆時の「労働者政府」構想であった。しかし、第一の場合には、KPDの前身であるスパルタクス・ブントは社会主義レーテ共和国を対置してこれを打倒の対象とし、第二の場合も、抽象的構想にすぎず、いずれも現実的政治目標として検討されたものではなかった。その後、この問題は、次第に政治舞台の後景に退き、「公開状」の際もこの政府権想との関連はほとんど意識されなかった。

しかし、ドイツにおける政治状況の具体的発展は、再び労働者諸政党によって構成される政府の問題を提起し、KPDは、ザクセン、チューリゲン両州の社会主義的州政府に対する現実的対応を迫られることとなった。

ザクセン州における十一月革命後の最初の政府は、労働者諸政党が圧倒的多数を得たにもかかわらず、「ワイマール連合」政府であった。このため、二〇年十一月の選挙でSPDは大敗を喫し、これを反省したSPDはブルジョア諸党抜きで新政府を樹立した。同年十二月九日、KPDザクセン州議会議員団は、この政府を資本家の代理人であるとしつつも、ブルジョア諸党の介入を避けるためにSPDの首相に賛成し、プロレタリア的階級政策を遂行するかぎり、これを支持するとの約束を行ない、その後生じた税金問題をめぐり確執にもかかわらずこの態度を貫いた。⁽²⁾

他方、チューリングン州においても、これと同様の事態が生じ、結局ここでもKPDはSPD—USPDの州政府を支持した。⁽³⁾二一年一月はじめに発表されたチューリングン州議会議員団の声明は、その態度を次のように明らかにした。

「州議会の共産党議員団は、SPD—USPDの政府に賛成する用意がある。

チューリングンの社会主義的政府に対する共産党の議会内外の態度は、この政府の全政策に、しかもそれが勤労住民の利益を精力的に擁護するかどうかにかかっている。」

このように、州政府に関するかぎり、カップ一揆時の「忠誠な反対派」政策は、具体的な適用の面で受けつがれ、継続していたのであり、それは、両州で次々に生起する政治状況に対するKPDの現実的対応の政策として次第に理論的深化をとげてゆくのである。

一九二一年一〇月二五日午後、KPDは、ヴィルト政府の総辞職によって生じた一時的政治空白を機に、USPDと政府問題を協議した。しかし、KPDは、KPDの提起する「政綱を執行する用意のある政府を議会内外で積極的に支持する完全な意志」を持ってはいるが、この「社会主義的政府自体に入閣するといういかなる義務をも引きうけ

ることはできない⁽⁵⁾」として、州政府の場合と同様、入閣を拒否したので、交渉は失敗した。このような事態の中で、政府問題は、単に州レベルの問題にとどまらない全国的意義を獲得するに至った。この結果、KPD幹部会は、次期中央委員会で政府問題に対する態度を更に精確に確立すべく、「いわゆる社会主義的政府に対する共産党の關係」という決議草案⁽⁶⁾を作成し、これを全党の討議に付した。

草案は、一月革命時の「人民委員政府」を、「プロレタリア革命に対してブルジョアの秩序を代表」する「ブルジョアジーの道具」、即ち「ブルジョアジーとの連立の偽装形態」であるとし、「社会主義的政府の歴史的役割は、今日においても一九一八年一月のように」「ブルジョアジーの……最後の防壁」にすぎないとしていた。更にこのような政府の下での党の課題は、大衆の多数を「社会主義諸党から解き放ち」「プロレタリア革命に獲得」することであり、これによって、「次の一步のための思想的組織的条件を整備すること」が可能であった。そして「次の一步、即ちレーテ独裁のための『社会主義的政府』の打倒は、明らかに議会的活動ではありえず、全国に及ぶ人民蜂起の成果でなければならぬ。」

草案は、このように社会主義的政府の本質規定において極めて否定的評価を下し、これが中間段階とされつつも本質的にはプロレタリア独裁と対置され、「人民蜂起」による「打倒」が想定されていた。

しかし、この間の州段階での経験を反映し、その樹立に際しての態度として、「それにもかかわらず、労働者階級の多数がまだ独裁をめざす意志によって鼓舞されて共産主義者の背後に従っていない段階において、共産党はそのような政府の樹立に賛成する」ことを表明し、「もしそれが党によって左右される場合」、党はその「実現を助けなければならぬ」としていた。

この草案は、社会主義的政府に対してより積極的な位置づけを与えるべきだ、とのラデックの批判⁽⁷⁾を招き、一月一六、一七日の中央委員会でも激しい論議をひきおこした。これらの批判の中で、幹部会⁽⁸⁾は草案を撤回し、改ためて「政治情勢とKPDの政策に対する決議」を提出し、これが正式の決議として採択された。

決議は、草案の中で長々と述べられていた「社会主義的政府」の歴史的役割と本質規定の否定的評価を全文削除し、この積極的位置づけを試みると共に、KPDの対応についてもより具体的に次のように定式化した。

「議会内外の闘争の成果として実現した新しい政府（社会主義的政府、労働者政府）に対する共産主義者の関係は、政治的全体状況とそのような政府が提出する政治的課題によって左右され」、「共産党議員団がブルジョアの右翼と共に議会内外で社会主義的政府を打倒するか、それとも労働者の利益にそぐわない法案に賛成するか、という二者択一に直面した場合、その決断は政治的全体状況の判断によって、即ち、非共産主義的労働者がその決定をどう受けとるかという配慮によって左右されなければならない。」

この段階では「社会主義的政府」は、SPD、USPDの社会主義諸党の連立政府を意味し、KPD自身の政府参加はありえないものとされていた。だが、一月六日のKPD政治局会議では、キリスト教系労働者を支持基盤とする中央党の問題と、KPD自身の入閣の問題が検討され、この結果、KPDは、一月八日付の政治回状第一二号⁽⁹⁾において、はじめて、政府参加の態度を正式に表明するに至った。

「KPDはためらうことなく、社会主義的労働者政府の樹立を要求することが必要であり、党が一定の条件の下でそれに参加する用意があることも言明しなければならないだろう。」

また政府スローガンについても、USPDやSPDを「社会主義的」とすることを避け、無党派労働者やキリスト

教系労働者をも結集するために、「社会主義的労働者政府」という「誤った政治的用語を避ける」べきであるとのEKKIの提案⁽¹⁰⁾によって、次第に労働者政府のスローガンが定着するようになった。

一九二二年一月二二日、二三日の中央委員会は、過去数ヶ月間にわたる労働者政府をめぐる論争を総括し、政府参加の態度を一層明確にした次の決議⁽¹¹⁾をほとんど全員一致（反対二）で採択した。

「労働者政府が公然隠然のシュテインネス政府に対して、プロレタリアートの政治的権力の拡大（たとえば、公然非公然の反革命諸部隊の解散、警察と裁判所のプロレタリアートの階級的機関への変革、受刑革命家の釈放、経営評議会の権利の拡大等々によって）の可能性を意味するという認識に基づいて、KPDは全国においてであれ、州においてであれ、一定の条件の下に労働者政府に参加する用意がある。そのような政府への共産主義者の参加は、労働者大衆とこれを基盤とする諸政党の闘争の意志によって、また労働者権力を強め拡大するために与えられている現実の可能性によって、左右される。」

ようやくここに、KPDは政府問題についての基本的立場の確立をみたのである。

(第三節)

(1) A. Reisberg : Zur Genesis der Losung Arbeiterregierung in Deutschland (Das Jahr 1921), in : BzG. H6. 1965. S. 1025.

(2) 一九二一年中葉、ザクセン州政府は、共和国政府の増税政策の圧力によって、土地税と営業税を提案してきた。七月二二日、KPD幹部会はこの問題を検討し、州政府崩壊の危険性があってもこれを拒否する事を決定し、八月二―三日の中央委員会にこの方針を提示した。しかし、中央委員会は結論を出すことができなかった。第七回党大会後の新政治局は、九月六

日、幹部会の七月の決定を追認したが、翌日の幹部会は税金反対闘争は進めるが州政府の崩壊を回避するため柔軟な態度をとることを指示した。このため、ザクセン州議会議員団は、土地税に賛成投票し、九月二八日、幹部会はこれを承認した。

(Edenda, S.1031ff)

- (3) チューリンゲン州でも、一月革命後最初の政府は「ワイマール連合」政府であったが、一九二一年九月一日の選挙によって労働者政党は二八議席を獲得してブルジョア諸党を二議席上まわり、KPDはUSPDから政府参加を求められた。KPD政治局は九月一六日、これを拒否したもののSPD-USPDの政府支持に同意した。九月二一日の幹部会もこれを承認したが、チューリンゲン地区党大会はこの決定を拒否し、党中央議会局の指導によって、これを受入れた。なお議席数に就いて上杉重二郎氏は三七対三六とされている(前掲書二二一頁)が、W. Ulbricht (W. Ulbricht: Zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, S. 54) A. Reisberg (An den Quellen...S. 238) は二八対二六としている。この間の事情はUlbricht, W. Ulbricht, a. a. o. S. 56. 参照。

- (4) Neue Zeitung (Jena) Nr. 235 vom 6 Oktober. 1921. in DuM. 1. S. 588-589.
- (5) IML, ZPA, 3/1/25. Bl. 51-54. in : DuM. 1. S. 598
- (6) Die Rote Fahne, Nr. 519 vom 12. November 1921. in : DuM. 1. S. 604-610.
- (7) K. Radek: Die Aufgaben des Zentralausschusses der Partei, in : Die Rote Fahne, vom 16. November 1921.
- (8) Die Rote Fahne, Nr. 533 vom 22. November 1921. in : DuM. 1. S. 615-619
- (9) IML, ZPA, 3/1/25. Bl. 55-57. in : DuM. 1. S. 627-633
- (10) Tätigkeit. S. 382. f.
- (11) Die Rote Fahne, Nr. 41 vom 25. Januar 1922. in : Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung VII-2, (以下DuM. 2を略す) S. 11-19.

なおこの決議の草案には、「もしキリスト教系労働組合が他のプロレタリアートと共に階級闘争に参加するならば、その代表者を労働者政府から占め出すいかなる原則的理由も存在しない」と述べられていたが、この文節は削除され、最終的な

決議は、キリスト教系労働者について何も述べていない。

三 統一戦線政策の成立

(一) 「多数者の獲得」から「行動の統一」へ

コミンテルン第三回大会でかけられた方針の中心内容は、共通の要求に基づく多数派の結集というよりも、共通の原理（共産主義思想）の下への多数者の獲得であったといえよう。このような共産党の影響下への多数者の獲得は、具体的要求に基づく行動の統一が実現されなくとも、これを提起し、社民指導者の拒否的態度をひき出し、その本質を暴露し、共産党の思想的影響力を拡大すれば、その本来の目標は達成されたことになるのである。このように、第三回大会で出された「多数者獲得」の方針は、未だ統一戦線の方針とはいい難く、この年の暮に出される「統一戦線に関する指針」との間には質的な開きが存在した。コミンテルンは、一月一八日に至る活動期間の中で、この距離を次第に埋めていったのである。⁽¹⁾

一九二一年一月一日、ロシア共産党（KPR(B)）政治局は、レーニンの提議により、第二インターの労働者との一連の共同行動の提案を行う事を検討し、これを二日以内に決議草案として作成することを決定した。それは「労働者の統一戦線と第二、第二半、アムステルダム各インターナショナル所属の労働者、並びにアナルコ・サンデイカリズム諸組織を支持する労働者への態度とに関する指針」（統一戦線に関する指針）としてまとめられ、KPR(B)政治局によって承認された後、EKKIに提案された。同時に政治局は、ロシアの経験を総括した資料を作成するこ

とをブハーリンに依頼し、レーニンはこのためのプラン⁽²⁾を作成すると共にブハーリンに対して新たな提案を行なった⁽³⁾。一二月三日、EKKIは、この「新しい戦術問題」を討論するために、拡大執行委員会（一二月プレナム）を召集することを決定⁽⁴⁾し、翌日準備会議を開き、ここではじめて「統一戦線に関する指針」を討議した。

「指針」について報告を行なったジノヴィエフは、「明確な労働者階級の左への転換」「統一への一定の願望」「アムステルダムと第二及び第二半インター内の不和」を「この時期の指標」としてあげ、各国での統一の経験を総括した後、「我々は彼らにできるだけ早く破産する可能性を与える」ために社民指導者に働きかけること、この戦術方針は「非常に大きな危険性を内包」しており「極めてデリケートなマヌーバー (sehr feines Manöver) — その言葉の卑俗な意味で考えられるのではなく、この階級関係から生ずる — を実行しなければならぬ」ことを主張した。更に彼は、統一を主張するなら「何故分裂が必要なのか？」という問いに対して次のように答えた。

「それは全ての共産主義者が理解しなければならぬ弁証法の問題である。まさしく分裂の時代によってこそ、しかも今やわれわれが一勢力に成長したからこそ、大衆を急速に共産主義の側にひきつけるために、一定の条件の下に、第二、第二半インターと共に活動することができ。しかしもし我々が分裂しなかったならば、我々はもちろん現在あるような構成要素にはなっておらず、このマヌーバーを遂行しえないわけである⁽⁵⁾。」

討論の中で多くの異論が表明された。第三回大会以降の経験によって社民系労働者との協力については疑問の余地はなかったが、その指導者との関係は別問題であった。コミンテルン指導者の間には、まだ社民諸党との分裂とその指導者との激しい闘争の印象が鮮烈に残っていたのである。

チェコスロヴァキアのファネック (Milosa Vnák) は、統一戦線を改良主義を暴露するためのマヌーバーと考え、こ

れに同調したイタリアのゲナリ (Egidio Genari) は、統一戦線はリボルノでの分裂の必要性に疑問を生じさせると主張した。⁽⁷⁾ ブランドラーもまた、この政策を拒否しはしなかったが、日和見主義的偏向の危険性を強調した。⁽⁸⁾ ブーリンは統一戦線によって「戦術的混乱」が生まれるという懸念に同調し、これを「新しい段階の政綱 (Programm)」としてではなく、「二四時間以内に変化する戦術的綱領 (taktische Platform)」とみなすことを主張した。⁽⁹⁾

これらの見解に真正面から反論したのはラデックであった。彼は、統一戦線が、原則的に全ての国に適用されうること、長期間にわたる大闘争を目標にしなければならないこと、従って、それは二四時間以内にころころと変わるような戦術ではないことを強調した。更に彼は、これをマヌーバーであるとする見解を拒否し、社民指導者に対する闘争は、「最後の瞬間に、プロレタリアートの統一戦線に賛成しない時」にだけ必要なのであり、「彼らが我々の方向きを変えればそちらの方が一層よい」と主張した。⁽¹⁰⁾

結局「指針」の草案は、更に検討されるために小委員会に付託され、⁽¹¹⁾ 翌一二月五日、KPR(B)政治局はこれを追認し、⁽¹²⁾ 翌六日、レーニンも「べつに異論はない」とこれに同意した。⁽¹³⁾ 小委員会で検討された草案は、一二月一八日、コミンテルン拡大執行委員会に提出された。⁽¹⁴⁾ 討論の中でスヴァーリン (Boris Souvarine) らは、「指針」の即時採択に反対し、公開の討論を要求したが、結局「指針」は一致して承認された。⁽¹⁵⁾

「統一戦線に関する指針」⁽¹⁶⁾ は、現在に至る統一戦線政策の直接の出発点を意味するものであった。「指針」は、「現在の国際労働運動は特異な過渡段階を経つつあり、このために共産主義インターナショナル全体と各国支部は、共に新しい重要な戦術的問題に直面している」と指摘し、「各国共産党および共産主義インターナショナル全体とが、労働者の統一戦線のスローガンを支持し、この問題においてイニシヤティブを握ること」を指示した。更に「指針」は、

「労働者統一戦線のスローガンを掲げ」、「諸党及び労働諸団体との協定を認めると共に、当然のことながら、各インターナショナル間と同様の協定をも拒否するものではない」との態度を明らかにした。

一二月二五日、幹部会は、この「指針の実践的執行」に関する問題を協議して五項目の決定を行ない、二七日には、「指針」の最終的採択のための拡大執行委員会を一九二二年二月一〇日に召集することを決定し、更に、翌二二年一月一日付で、次のような「統一戦線に関する宣言」を発表した。

「現在の情勢は、……共同闘争をのぞむ限り……意見の相違をのり越えて、国際プロレタリアートに支持されるべきの政党の統一戦線を樹立することを要求している。……執行委員会は、全ての党のプロレタリアートに対してその所属党に共同行動を受け入れさせるために全力をあげることよびかける。」⁽¹⁹⁾

翌一九二二年二月二日から三月四日まで開催された第一回拡大執行委員会は、激しい討論の末、「統一戦線の戦術に関する決議」⁽²⁰⁾を賛成三六代表団四六票対反対三代表団(伊・仏・西)一〇票で採択した。⁽²¹⁾

このようにコミンテルンは、共産主義という特定の原理の下への「多数者の獲得」から、原理や思想の相違をこえた、具体的な共通目標に基づく「行動の統一」↓多数派の結集へと、その統一政策を質的に発展させた。

「統一戦線に関する指針」はこの意味で、まぎれもなく統一戦線政策の「原基形態」⁽²²⁾の発生を画するものと考えられる。この新しい政策の有効性は、三つのインターナショナルのベルリン協議会で直ちに検証されることになるのである。

(第三章 第一節)

- (1) Vgl, Zur neuer Arbeit, zu neuer Kämpfen, in : Tätigkeit. S. 21-30. Für die Einheit des Weltproletariats gegen das Bündnis der Sozialverräter, in : Tätigkeit. S. 63-68. Die Spekulation auf den Hunger und der Feldzug des Weltkapitals gegen Sowjetrussland, in : Tätigkeit. S. 75-78. Allen kommunistischen Parteien, allen roten Gewerkschaften, allen Arbeiterhilfskomitees für die Hungernden Russlands, in : Tätigkeit. S. 170-171. Selbständige Arbeiterhilfe für Sowjetrussland, in : Tätigkeit S. 171-173. Das Weltkapital bereit einer direkten palnischrumanischer Feldzug gegen das hungernde Sowjetrussland vor 9. 24, in : Tätigkeit. S. 214-217. Proletarier aller Länder, eilt den Proletariern Russlands zur Hilfe ! in : Tätigkeit. S. 294-295. An das spanische Proletariat, in : Tätigkeit. S. 200-201. An die Arbeiter der ganzen Welt, in : Tätigkeit. S. 237-239. 更に An die Exekutive der Amsterdamer Internationale, (in : Tätigkeit. S. 258) の中ではスペイン・ニューヨーク「両国の政府に対する闘争の形態・方法・手段について協議すべき我々の代表の特別の会議を召集すること」等がアムステルダム・インターナショナルに対して提案された。
- (2) 『レーニン全集』三六卷 六五六頁—六五九頁。
- (3) 『レーニン全集』四二卷 五〇九頁—五一〇頁。
- (4) A. Resberg : An den Quellen...S. 332.
- (5) Rede des Genossen Sinowjew, in : Tätigkeit. S. 301-310.
- (6) Tätigkeit. S. 315.
- (7) Ebenda, S. 317.
- (8) Ebenda, S. 312.
- (9) Ebenda, S. 312.
- (10) Ebenda, S. 311, 315.
- (11) Ebenda, S. 319.

- (12) A. Reisberg : An den Quellen...S. 336.
- (13) 『レーニン全集』四二巻、五一二頁
- (14) 一月一八日の拡大執行委員会は、それ以後の拡大執行委員会と区別して、一月プレナムとよばれている。出席者も、議長ジノヴィエフを含めて三四人と一月四日の執行委員会と同数であり、規模の小さなものであった。なお、この拡大執行委員会には、片山潜が「日本共産党の代表として」出席している。
- (15) Tätigkeit. S. 335-337.
- (16) 下のドイツ語原文は Tätigkeit. S. 345-355. Protokoll des Vierten Kongresses der K. I., S. 1019-1028. Tesen und Resolutionen des N. Weltkongresses der K. I., S. 18-35. Internationale Presse Korrespondenz, (Inprekorr,) Jg2. Nr. 3 vom 7. Januar 1922. にそれぞれ掲載されている。このうち Inprekorr は一月二八日採択となっており、日付が誤っている。本文は Protokoll だけが他の三つのものと異り、二の番号が欠番、二以下が他の三以下の番号に照応している。従って、他は二五項あるが、これだけ二四項である。更にこの一七項、他の一八項の最初の語が、17. Für Hauptbedingungen..... 18. Als Hauptbedingungen.....と異なっている。
- (17) Tätigkeit. S. 338.
- (18) Ebenda, S. 362. 下の召集日はその後延期され、結局総会は、翌一九二二年二月二二日に開会した。
- (19) Die proletarische Einheitsfront, in : Tätigkeit. S. 363-370. Für Einheitsfront der Proletarien, in : Inprekorr, Nr. 2. 5 vom Januar. 1922. 内容はほとんど違はないが、題名の違いが示すように、Tätigkeit に発表されたものに多少の修正が加えられてインプレコールに発表された。従って正文は後者である。
- (20) 2. Sonderbeilage zur International Press-Korrespondenz, Berlin 1. April. 1922.
- (21) A. Reisberg : An den Quellen... S. 288f.
- (22) 影山日出弥、前掲書、一九一頁。

(二) ベルリン協議会とコミンテルン

一九二二年四月二と五日にベルリンで開催された三つのインターナショナル執行部の協議会（ベルリン協議会）は、三つの組織のあいだで開催された「唯一の合同会議」⁽¹⁾であり、コミンテルンの統一戦線政策の最初の具体的実践であった。コミンテルンは、第一回プレナムで最終的に協議会への参加を決定してその準備にとりかかったが、レーニンも早くからこの協議会に注目し、KPR(B)政治局を通じて、コミンテルンに対して様々な指示を与えていた。

早くも第一回プレナムの開催以前の二月一日、ブハーリンとジノヴィエフにあてた手紙の中で、彼は協議会の議題に「議論の余地のないことだと認められている事柄の分野で、労働者大衆の直接の実践的な共同行動に関する問題だけを」「かかげるようになければならない」⁽²⁾との注意を与え、「われわれが、統一戦線についての協議に応じるのは、大衆の当面の行動における可能な実践的統一⁽³⁾を達成するためであり、また第二および第二半インターナショナルの立場全体の政治的な誤り全体を暴露するため」⁽³⁾であると、その目的を説明した。更にレーニンは、二月二三日、第一回プレナムの決議草案の中で、「第二および第二半インターナショナルの指導者たちを世界ブルジョアジーの助手だと呼んでいる一節」を、「まったく分別を欠いたやり方である」として、「削除すること」⁽⁴⁾を要求し、EKKIに対して慎重な態度を求めた。

三月一六日、幹部会は、ベルリン協議会のための最終的な指示と代表団の編成について協議を行なったが、これに對してもレーニンは「労働者大衆の部分的だが、共同の行動の達成につとめることが目的だと考えるので、もっとも論争の余地のない問題だけを提出する」こと、「三つのインターナショナルのすべて……を全体会議にさそいこむとい

う目的を達成する望みが失われぬ。い。だ。は、われわれの代表はきわめて自制的にふるまわなければならない」こと、
「会議の構成のことで、いきなり打ち切ってはならない。総じて絶対⁽⁶⁾にがまんにならない、極度の卑劣さがなく、
り、モスクワに問い合わせずに打ち切ってはならない」ことなど、指令草案に対する細かい提案を行なった。翌三月
一七日、EKKIは、協議会の日時を最終的に確認し、幹部会の指令草案を承認した⁽⁷⁾。

このようにレーニンは、ベルリン協議会を極めて重視し、細かな注意を与えてその成功のために腐心した。レーニ
ンが、指導者間の交渉と協定の可能性を最大限に追求し、この達成自体を重視していたことは明らかである。だが、
同時に彼は「統一戦線戦術はわれわれが第二および第二半インタナショナルの指導者たちを打ち倒すすけになる」
という戦術的効果をも強調した⁽⁸⁾。レーニンにとって、統一戦線は、可能な行動統一の達成に主眼をおきつつも、同時
に暴露戦術としての効果をもあわせもつものとして主張されていたのであり、これは、今日の統一戦線理解とは一定
の開きを持つものであった。またレーニンは、「大多数の労働者が『全国民的な』代議機関、すなわちブルジョアジ
ーとの共同の代議機関ではなく、すでに自分たちの階級的な代議機関、すなわちソビエト代議機関をうちたて、すで
にブルジョアジーの政治支配を打倒したときには、もちろん、メンシエヴィキ……やエス・エル……のような党によ
びかけることを、統一戦線戦術が要求するようなことは、ありえなくなる。ソビエト権力のもとでは、メンシヴィキ⁽⁹⁾
やエス・エルによびかけることによってではなく……労働者大衆への影響力を拡大していかなければならない」と述
べて、統一戦線戦術が、権力奪取に至る期間に限って有効であるとしている。この点も今日の統一戦線理解とは異なる
点であり、この事は、レーニンの理解する統一戦線が、明確に「戦略」ではなく「戦術」であることを示している
といえよう。

全世界プロレタリアートの注視の下に開催されたベルリン協議会は、第二インター側の画策によって、なんとか共同声明をまとめた⁽¹⁰⁾だけで、四日間の日程を閉じた。コミンテルン側代表のラデックは、グルジア問題とエス・エル裁判に関して、第二インターの要求に譲歩し、レーニンは直ちに「我々は払いすぎた」と、この態度を批判した。

しかし、レーニンは「以上の所論から、統一戦線戦術は誤りである、という結論をひき出す」ことは「あきらかに正しくない」とし、「調印された協定を破ってはならない」と主張した⁽¹¹⁾。更に、EKKKIから意見を求められたレーニンは、四月一日、「ベルリン協定は」「直ちに批准されなければならない」、「第二および第二半インターナショナルの政策の批判に、いくらか違った性格を与えなければならない」などの「意見と提案」⁽¹²⁾を行なった。

すでに四月五日に電報で代表団からの報告を受けていたEKKKI幹部会は、四月一八日、レーニンの意見を入れて協定を批准し、九人委員会への代表派遣など七項目の決定を行ない、四月二〇日のEKKKIもこれを承認し、⁽¹³⁾「統一戦線は、指導者がそれを望む時には彼らと共に、指導者が冷淡に無視する時は彼ら抜きで、指導者が労働者の統一戦線をサボル時には彼らをも、のともせず、彼らに抗して、……全労働者がブルジョアジーに対して統一することを意味」し、これが「促進されるかどうかは、諸君にのみかかっている」とするアピールを全世界労働者に発した。⁽¹⁴⁾ EKKKIは、その後も、ベルリン協議会で約束された九人委員会の開催を要求し、⁽¹⁵⁾ KPR(B)中央委員会の提起で五月七日、第二インターらが「ソビエト・ロシアの擁護のスローガンの撤回を主張する場合には、……この事実を考慮に入れ、しかるべき討論にかける用意がある」と、⁽¹⁶⁾ソビエト擁護に固執しない態度を表明し、重大な譲歩を行なった。⁽¹⁷⁾

このようなEKKKIの努力と譲歩にもかかわらず、五月二三日になってようやく開かれた九人委員会も結局決裂し、史上初めての三つのインターナショナルの統一戦線の試みは最終的に破綻したのである。

(第二節)

- (1) 中林賢二郎『統一戦線史序説』一八〇頁。なお、ベルリン協議会の成立の経緯、協議会の経過、その結果等の分析については、同書、第二章、第三章で詳しくなされているので本稿では協議会そのものには深く立ち入らない。
- (2) 『レーニン全集』四二巻、五四二頁
- (3) 同右 五四三頁
- (4) 同右 五五四頁
- (5) Bericht über die Tätigkeit des Präsidiums und der Exekutive der K. I. für die Zeit vom 6. März bis 11 Juni 1922, (以下 Bericht と略す) S. 3-4.
- (6) 『レーニン全集』四二巻、五六四頁。
- (7) Bericht. S. 5.
- (8) 『レーニン全集』四二巻、五五四頁、なおレーニンは以前『左翼小児病』の中で、イギリス共産党が労働党を支持すべきことを主張した時に次のようにこれを説明した。「ヘンダソンをささえたいとおもっているのは、ちょうど一本の綱が絞首刑を受けた者をささえているようなものである。」(『レーニン全集』三一巻、七七頁) シノヴィエフも二月四日「統一戦線に関する指針」の報告の中で、この部分を引用してその趣旨を説明している。(Vgl. Tätigkeit. S. 307)
- (9) 同右、四二巻、五七一―五七二頁、榊利夫氏は「研究ノート」統一戦線論の生成」の中で、レーニンのこの考え方を「歴史的、内部的限界」の一つにあげ、当時のロシアの国内事情によるものと説明している。
- (10) Aufruf der Internationalen Konferenz, in: Impreorr, Nr. 42, S. 338.
- (11) 『レーニン全集』三三巻、三四二頁、三四三頁
- (12) 同右 四二巻、五七九頁、なおこの時意見をもとめられた草案は『レーニン全集』四二巻、七七三頁―七七四頁の事項訳注に掲載されている。
- (13) Bericht. S. 15.

- (14) Ebenda, S. 22
- (15) " S. 26.
- (16) An die Klassenbewußten Arbeiter der ganzen Welt ! in : Bericht. S. 27-29.
- (17) Die Exekutive zur Berliner Konferenz, in : Inprekorr, Nr. 52. S. 417-418. Die 2. Internationale verhindert der Arbeiterweltkongreß, in : Inprekorr, Nr. 62. S. 483-484.
- (18) 『コミンテルンの歴史』上 一三八頁
- (19) Bericht. S. 50.

(三) 第二回拡大執行委員会総会

一九二二年六月七日から一日までモスクワで開かれた第二回プレナム⁽¹⁾は、第一回プレナム以降の統一戦線政策に基づきコミンテルンの初めての実践の全面的な総括を行なった。

「拡大執行委員会総会は、ベルリン会議と九人委員会でのコミンテルン代表の態度を検討しただけではなく——総会はもちろんそれを検討し、その態度に同意することを表明したが——それだけではなく、統一戦線をめざす今後の闘争のための重要な前提条件をも創り出した。この前提条件とは、コミンテルン自身の統一した政策である。⁽²⁾」

総会ではベルリン協議会と統一戦線は第二議題とされていたが、最初の報告者がラデックであったことをみてもこの問題が総会の中心議題であることは明らかであった。

ラデックは、統一戦線戦術が、「すでに一九二二年一月に、試みに、いわば経験的に、ドイツでの『公開状』の戦術をもって」開始されたものであり、コミンテルンが「激しく討論」した「一九二二年秋」には、この戦術は「すで

にコミンテルンの実践的課題になっていた」と、統一戦線戦術の発生史を総括した。この後、彼はベルリン協議会をふりかえって、「上からの統一戦線の試みの不成功を、一般に統一戦線が無用であることの証明として示そうとする人々の見解は完全に誤り」であり、「コミンテルンは、我々が統一戦線に賛成していることを大衆に示したベルリン会議の成果に満足することができるとこれを総括した。⁽³⁾

ラデックに続いて、統一戦線について報告したジノヴィエフは、「統一戦線の戦術は過去において正しかったし、現在も正しい」と、この戦術の正しさを強調しながらも、ラデックとは異なるニュアンスを示した。

ジノヴィエフは「統一戦線とは何か？」と自問しながら、「それは共産主義のために大衆を獲得することをめざす闘争」、「まだ共産主義に獲得されていない大衆を獲得するための闘争」であると答えた。⁽⁴⁾ このような見解は、思想的原理を越えた所に成立する統一戦線の基本的前提を掘りくずすものであり、統一戦線の暴露戦術的側面だけを強調するセクト性の強いものであった。これに比して、先に報告したラデックが、統一戦線は「大衆の闘争の自然必然的結果として生じた」ものであり、「極めて限定された要求を実現するための具体的条件の下での政治的ブロック」として性格づけている事実は、この当時のコミンテルン指導者間の統一戦線理解の差を端的に示していると言えよう。レーニンがベルリン協議会に関連して統一戦線戦術の目的として強調した二つの側面Ⅱ限定目標にむけての諸組織間の行動の統一と、暴露戦術としての有効性は、ラデックとジノヴィエフの両者によって、それぞれ一方が主要に代表されることとなったと考えることができる。

ジノヴィエフの理解がいかに混乱したものであったかは、労働者政府スローガンに関する発言の中で一層明瞭になった。彼は、労働者政府スローガンを「二つの局面、すなわち……日常要求とプロレタリアート独裁 (Diktatur) の

間で役立つことのできる連結の環 (Bindeglied) ⁽⁶⁾ である」として、過渡的中間段階としての労働者政府を構想しているかのような報告をのべていたが、六月一日、イタリア問題に関する発言の中で、これと全く反する見解を表明したのである。

「労働者政府はプロレタリアート独裁と同じものである。それはソヴィエト政府の代用語 (Pseudonym) であり、普通の労働者にとってより一層わかりやすいものであり、これがために我々はこの形式を用いようとするものである。」⁽⁷⁾

このようなジノヴィエフのセクト的な見解は、直ちにドイツ代表团等から反論をうけたが、⁽⁸⁾ 討論時間がなく、最終的結着は第四回世界大会にゆだねられざるを得なかった。しかし、労働者政府スローガン自体は、コミンテルンによって採用され、全てのコミンテルン加盟支部に勧告されることとなったのである。⁽⁹⁾

このようにドイツ労働運動においてその揺籃期を過ぎつつあった労働者政府構想は、ついに国際共産主義運動の方針の一部とされ、第四回世界大会にむけて、次第に統一戦線戦術との意識的な結合が問題とされるようになってゆく。そして、このための実践的経験を蓄積し、理論的發展に貢献したのは、またしてもドイツにおける政治状況の展開であり、KDDの実践であった。

(第三節)

(1) 第二回拡大執行委員会総会には、一七ヶ国四一人の代議員、八ヶ国九人の評議員、プロフィンテルン、青年インターの代議員四人その他評議員一人が出席した。なお、総会の内容は *Inprekorr* と *Bericht* の両者に掲載されているが、後者は要

約であり、前者も全ての発言がそのままのままであるわけではない。両者は細部においては多少異なっている。

- (2) Die Resultate der Erweiterten Exekutive-Sitzung, in: Inprekorr, Nr. 100. S. 711-712.
- (3) Referat des Genossen Radek über die Sprengung der Neunerkommission, in: Inprekorr, Nr. 93. S. 686-687. in: Bericht. S. 77-78.
- (4) Rede des Genossen Sinowjew zur Einheitsfront, in: Inprekorr, Nr. 93. S. 687-689. in: Bericht. 80-84.
- (5) Inprekorr, Nr. 93. S. 686.
- (6) Bericht. S. 81. Inprekorr, Nr. 93. S. 688.
- (7) Bericht. S. 123.
- (8) A. Reisberg: An den Quellen... S. 483f.
- (9) Ebenda, S. 484.

(四) ドイツ共産党における統一戦線政策の実践的理論的發展

コミンテルン第二回プレナムから第四回世界大会に至る期間、KPDは統一戦線政策を更に発展させるいくつかの重要な理論的実践的経験を積んだ。その第一は、ラーテナウ暗殺後の「ベルリン協定(Berliner Abkommen)」の締結であった。

六月二四日、時の外務大臣でラパツロ条約の署名者、ヴァルター・ラーテナウ(Walter Rathenau)は右翼の凶弾にたおれ、急速に大規模な抗議闘争が發展した。KPDは、直ちに共同闘争を協議するための指導部間の会議をSPD、USPDに提議し⁽¹⁾、ちようどライプツィヒで戦後初めての大会を開いていたADGBも、「社会主義諸党と共に効果的な措置を準備すること」を「幹部会に委任」し⁽²⁾、共同闘争の気運が高まった。

三つの政党の共同協議は、六月二四日を第一回として、前後七回開催され、二五日にはADGB、AfAを含む五つの組織の代表がヴィルト首相を訪れ、共和国擁護のための法案の強化を申し入れるなど、具体的な活動を行なった。このような中で、ラーテナウ埋葬の日である、六月二七日、ドイツ労働運動史上はじめて組合及び政党五団体の統一協定（「ベルリン協定」⁽³⁾）が結ばれたのである。

「協定」は、君主々義的武装部隊の解散、国家諸機構と国防軍の民主化など一四項目の要求を掲げ、「諸政党はこの要求を共同で実現し、この目的のための政府の全施策を支持することを自己の義務」とすることを確認した。更に、三〇日の第四回会議後の声明も、「労働組合と諸政党は、いかなる抵抗があっても退かない決意である。我々は充滿している危機に直面して、……いかなる義務を負っているかを知っている」と、この協定の遵守を言明した⁽⁴⁾。しかし、六月末から七月にかけて、SPDのとった行動は、共同協議へのKPDの参加をますます困難なものにし、結局、七月七日の第七回会議で共同協議は決裂した。

ラーテナウの暗殺後の共同闘争は、KPDにとって全く新しい経験であった。この中でKPDは、「どのような基礎に基づいて他の労働者諸組織と一致しうるか、どのような要求と闘争方策が共同で設定されうるか、どの程度まで……共同の交渉……にもかかわらず、自主的に宣伝を行ない、場合によっては……単独行動を行うことが可能であるか」など、「一連の新しい課題と重要な決定に直面」し、これを通じて、統一戦線戦術に関する一連の重要な教訓を引き出したのである⁽⁷⁾。

KPDの新たな実践的理論的経験の第二は、ザクセン州をはじめとする州労働者政府をめぐる事態の発展である。ザクセン州では一九二一年以来、一貫して社民両党による政府がKPDの閣外支持によって存続していたが、一一

月五日に行なわれた州議会選挙の結果、KPDは他の労働者諸党とともに議席増を果たし、州政府の立場を強化した。⁽⁹⁾

選挙結果から州労働者政府の現実的可能性を判断したKPDは、直ちに政府樹立のための一〇項目政綱⁽¹⁰⁾を發表して入閣の意志を表明し、共和国憲法及び州憲法を前提に政府に参加せよとのVSPD（合同社会民主党）の要請に対して、十一月一四日、一〇項目政綱は現憲法下でも実現可能であるとして、労働者政府樹立のための交渉を受け入れる旨、回答した。十一月一六日のザクセン州党大会は、この態度を承認すると共に、最低条件として、一〇項目政綱第九項の立法活動への経営評議会の関与を確認した。十一月二八日、各六人の代表による交渉は、多くの点で合意をみたものの、経営評議會の問題で一致せず、結局交渉は決裂し、再び、社民政府が樹立された。

ここにみられるように、ザクセン州政府をめぐる対応の中でKPDは、①政府樹立にあたっての具体的政策課題を明らかにし、政策協定を結んで労働者政府樹立を可能にするという現代に通ずるパターンを作り出し、②現行のブルジョア憲法を前提に、具体的要求実現のために労働者政府に参加するという姿勢をうち出し、政府問題に関して重要な前進を示した。このような姿勢は、労働者政府をブルジョアジーの最後の防壁としたり、プロレタリア独裁と同一視したりする見解からは決して生まれてこないものであり、KPDのこの間の理論的成長を示すものであった。

しかし他方で、労働者政府についての交渉の中で、KPDが「下からの統一戦線運動⁽¹¹⁾」として、革命的経営評議會運動を高く位置づけただけでなく、州政府が立法活動において経営評議會と協力することを要求した点は注目に値する。これは議會を通じて樹立される労働者政府が、議會外の大衆運動の所産である評議會に、立法権力を徐々に委譲してゆくことを意味し、最終的には経営評議會をしてブルジョア議會にとってかわらしめるといふソビエト型権力樹

立の展望を反映したものと考えられる。

KPDのこのような労働者政府論と移行過程の展望は、一〇月一六日に採択された綱領草案⁽¹²⁾の中で、一層明瞭に示されていた。

KPDの綱領草案は全部で四章から成り、労働者政府論は第二章第六節「政治権力獲得以前の過渡的方策」⁽¹³⁾の中で検討されている。

草案は、その冒頭「労働者レーテと議会……は……資本主義社会の社会主義社会への革命的改造の時代に、長期にわたって並存することはできない」が、しかし、「労働者レーテはブルジョア民主主義の胎内において生じ、これに「とってかわることができるとような権力的地位の確立は、一回の行為では不可能」であるから、この両者が「互いに並存し、政治権力をめぐって闘う一時代（二重権力）が不可避免的に存在する」と、二重権力の時代を想定した。労働者政府は、このような時代、すなわち「プロレタリアートの自主的な大衆運動が一定の高さと広がりには達し、ブルジョアジーとそれに結びついた労働運動指導者との対立が深化してはいるが、しかし、プロレタリアートの多数はまだブルジョア民主主義の枠を突破する用意がない」時代において、「プロレタリア大衆をブルジョアジーからひきはなすあらゆる一段階に到達し、プロレタリア独裁に向けての運動のためのあらたなより高い出発点に到達するための、最もふさわしい手段」とされた。この政府の「決定的な権力基盤」は「武装したプロレタリアート」であり、「決定的な政治的土台」は「労働者レーテ（小農レーテ）と経営評議会」である。その政治的課題は「武装労働者と労働者レーテに依拠して、ブルジョアジーを武装解除し……従来の国家機構からブルジョア的要素をとり除く」ことであった。

草案は更に、労働者政府の過渡的方策として、特に経済的措施について五点にわたってのべた後、権力の移行を次

のように展望した。

「これら全ての過渡的方策は——形式的にはなおブルジョア的所有秩序の枠内にあるにもかかわらず——実際には既に資本家階級の利益と厳しく対立しており」、「ブルジョアジーの激しい計画的な抵抗は、自然法則的に、結局は労働者政府をして、この中途半端で矛盾を含んだ方策をのり越える事を余儀なくさせ」、「ブルジョア国家機構を形式的にも粉碎し、労働者レーテを全国家権力の担い手たらしめるように強いるだろう。」そして、この「ブルジョア民主主義の紛砕、ブルジョア国家機構の破壊は、一回の暴力的な行為」によってなされるのであり、労働者政府は、「武装蜂起に至る」⁽¹⁴⁾「すべての闘争手段を適用」して、「統一した社会主義レーテ共和国」に発展転化する⁽¹⁴⁾のである。

このように草案は、これまで一般的通念であったブルジョアジー独裁からプロレタリア独裁への直接的移行の展望に対して、過渡的時代の存在を想定して中間的戦略段階を設定し、その経済政策の検討と移行の必然性の解明など、「統一戦線の政府形態の理論史的発展」において「先駆的・原型規定的な役割」⁽¹⁵⁾を果たし、この限りで、「新しい戦略路線設定の萌芽的試み」⁽¹⁶⁾と評価することができよう。

しかし、ここで展開されている労働者政府論と移行過程論は、①終局的戦略目標は明らかにレーテ（ソビエト）共和国であること、②労働者政府もあくまでレーテに依拠するものであって議会とは対立するものであること、③それ故に、過渡期における二重権力状態が想定されていること、④議会内で成立した政府が、いかにしてレーテを基礎にし得るか、が不明であること、⑤労働者政府からレーテ共和国への、武装蜂起による発展転化が想定されていること、など、今日の統一戦線政府の理解とは異なる理論構成を示し、極めて「ロシア的」色採の濃いものであった。

KPD綱領草案は、その大枠において新たな理論的諸問題を提起し、「革命的前衛の政治権力獲得のための戦略と

戦術に対する貴重な寄与⁽¹⁷⁾」をなしたとは言え、展開された理論内容の多くは、いまだロシアの経験からの類推によるものであったといえよう。

(第四節)

- (1) Arnord Reisberg : Um die Einheitfront nach den Rathenaumord, in : BzG. 1963. H5/6. S. 996.
- (2) Protokoll der Verhandlungen des elften Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands (1. Bundestag des AD GB), abgehalten zu Leipzig vom 19. bis 24. Juni 1922, Berlin 1922, S. 572. in : DuM.2. S. 99-100.
- (3) Die Rote Fahne, Nr. 942 vom 28. Juni 1922. in : DuM.2. S. 103-105.
- (4) Die Rote Fahne, Nr. 299 vom 1. Juli 1922. in : DuM.2. S. 106-107.
- (5) 大赦要求からのマクス・ヘルツの除外、プロイセン州議会での大赦法案への反対、穀物課税法への賛成などの行為。Vgl. Die Rote Fahne, Nr. 307. vom 9. Juli 1922. in : DuM.2. S. 111-114.
- (6) Ernst Meyer : Die deutsche Partei während der Rathenau-Kampagne, in : K. I. Nr. 22. (1922. 9. 13) S. 27-28. S. 26.
- (7) 一九二二年七月二三日に開かれたKPD中央委員会は、「統一戦線戦術が一般に正しく適用されたこと」を確認しながら、「行動のいかなる局面においても他の諸組織との交渉に対する用意がなければならぬ」こと、「いかなる時にもこの組織や指導者の行動への批判を控えることは許されない」ことなどの教訓を確認した。Vgl. Die Rote Fahne, Nr. 333 vom. 25. Juli. 1922. in : DuM.2. S. 118-119. なお榊氏は前掲〈研究ノート〉の中で「一九二一年と一九二二年において現実的に可能な統一戦線は、まず国際的な統一戦線……三つのインタナショナル組織による統一戦線にほぼ限定されていた」と結論を下しておられるが、この結論はドイツでのこのような現実的運動の展開を視野に入れた上で下されたものであるかどうか疑問である。

- (8) 一九二二年春から秋にかけての事実経過などについては、A. Reisberg: Zur Lösung der Arbeiterregierung in Jahre 1922, in: BzG. 1967. H.6. S. 1032ff. A. Reisberg: An den Quellen……S. 462ff. E. Grube: Unsere Stellung zur sozialistischen Regierung und zum Haushaltplan in Sachsen, in: Die Internationale, Jg4. H16. S. 366-369. P. Böttcher: Einheitsfront und Regierungskrise in Sachsen, in: Imprekorr, Nr. 72. S. 550. P. Böttcher: Sozialdemokratisch-kommunistische Regierung? in: Die Internationale, Jg4. H21. S. 471-476. 等を参照せよ。
- (9) 選挙の結果はKPD一〇議席、VSPD四一議席、ブルジョア諸党四五議席であり、労働者諸党は、ブルジョア諸党を六議席上回り、選挙前よりも議席差を拡大した。(A. Reisberg: An den Quellen… S. 603)
- (10) Die Rote Fahne, Nr. 501. vom 12. November. 1922. この第九項は「政府はプロレタリアの利益にとって重要な全ての法案について、経営評議会の総会及び定期的に開催される州経営評議会大会に諮問しなければならない」となっていた。
- (11) Die Rote Fahne, 31. August. 1922. A: Reisberg: An den Quellen… S. 552ff. 革命的経営評議会運動については以下に詳しい。菊川清美「ヴァイマル共和国初期労働者政府運動の一考察」『歴史評論』三〇〇号、二三七頁以降、石川捷治「政治危機と統一戦線(二)北九州大学『法政論集』第三卷、第一号、一九七五年六月、九頁以降。
- (12) 一九二二年六月六日のEKKI幹部会は、四回大会の招集日時を決定すると共にコミンテルン及び重要支部の綱領を議題とすることを決定し、その準備を指示した。KDPは綱領草案作成のため、タールハイマーを議長とし、ブランドラー、ヘルンレ、ケーネン、ルートヴィヒ、ツェットキンより成る小委員会を設置した。草案は、九月二九日幹部会で討論され「一〇月七日の綱領草案」として、ローテファアーネとインプレコール紙上に発表された。一〇月一五—一六日の中央委員会は、これを四回大会への提案として採択したが、それは二四対二三のわずか一票差によるものだった。草案は Die Rote Fahne, Nr. 445. 7. Oktober, Nr. 447. 8. Oktober. Imprekorr, Nr. 195. 7. Oktober 1922. K. I. Nr. 23. S. 122-142. DuM. 2. S. 147-185. にそれぞれ掲載されている。以下の引用、及び頁数は、DuM. 2. による。
- (13) 章編成は、第一章 資本主義の上昇と没落、第二章 政治権力の獲得、第三章 資本主義経済秩序の社会主義経済秩序への転換、第四章 国際的任務、である。

- (14) DuM. 2. S. 179-182.
- (15) 影山日出弥、前掲書、二二二頁。
- (16) 石川捷治、前掲論文、北九州大学『法政論集』第一巻 第一号一九七四年三月、二〇五頁。
- (17) Hans-Joachim Krusch : Der Programmtext der KPD. vom Oktober 1922, in : Neue Probleme der Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung in Forschung und Lehren, S. 45.

(五) コミンテルン第四回世界大会と「戦術テーゼ」

コミンテルン第四回世界大会は、十一月五日から十二月五日まで、一カ月間にわたって開催された⁽¹⁾。大会の中心問題は、統一戦線と労働者政府の問題であり、これらの問題はまず、ジノヴィエフによるEKKIの活動報告の中でとりあげられた。

ジノヴィエフは、統一戦線戦術を「ブルジョアジーの主要な支柱」である第二インターらの「意識的で計画的な労働組合と労働者階級の分裂の戦術」に「対抗」して「労働者階級の多数を獲得する最も重要な手段⁽²⁾」として意義づけ、更に、「統一戦線は資本主義に対する日常要求での労働者大衆の共同闘争」であることを強調した。この労働者大衆の共同闘争を可能にするためには、指導者間の交渉をも甘受しなければならぬ。

「統一戦線は、一切れのパンのための日常闘争において、……全ての労働者と共に、資本主義と資本家に対して共同で闘う用意があるということを意味する。……そのために我々は、不本意ながらも、裏切りの指導者と共に何度となく一つのテーブルにつかざるを得ないのである。」⁽³⁾

ジノヴィエフは更に続けて、労働者政府について次のように報告した。

統一戦線戦術は、どこでも「ほぼ普遍的に適用される」が、労働者政府スローガンは、「政府の問題が……前面に出ているような諸国においてだけ」採用され、労働者政府は「全く特別な具体的諸関係の下でだけ、ほんの例外として」実現される。それは「単なる過渡的段階にすぎない」ものであるが、同時に「プロレタリア独裁の適用」以外の何ものでもない。この政府の下で「内乱を避けること」は不可能であるばかりでなく「事情によっては……なお一層尖鋭化される。従って、「経営評議会」に基づかず、「議会的地位にのみ基礎をおく労働者政府は何の価値も持たない」⁽⁴⁾。

このようにジノヴィエフの見解は、下部大衆の共同闘争を發展させるためには、上部での交渉もやむを得ないとするものであり、上部での統一を可能にするために下部からの運動を發展させようとする統一戦線結成にむけての今日的理解とは、ほぼ逆転した構図を描いていたとみることができる。また労働者政府についても、これをプロレタリア独裁とほぼ同義に考え、その独自の意義と役割を理解せず、極めて例外的にのみこれを想定していた。

ジノヴィエフの報告に関する討論の中で、KPDを代表したE・マイヤー(Ernst Meyer)は、指導者間の交渉の意義を強調すると共に、⁽⁵⁾「労働者政府はプロレタリアートの独裁ではない」と第二回プレナムで表明されたジノヴィエフの見解に反論した。⁽⁶⁾「左派」の論客、ルート・フィッシャー(Ruth Fischer)は、これに対し、「指導者間の交渉」の「崇拜」の「背後には、共産主義と革命の修正に帰着する全く危険な幻想がかくされている」として、交渉の重視に反対した。⁽⁷⁾フランスのデュール(Duret)も、フランスでの統一戦線は「政治的諸組織のブロックではなく」「経営評議会」のようなものであるとして交渉に反対し、⁽⁸⁾「いかなる労働者レーテも存在しない」フランスでの労働者政府樹立の試みは「我々を選挙クレチン病に導く」としてこれにも反対した。⁽⁹⁾

「左派」のこのような見解に反論したのは、またしてもラデックであった。彼は、フィッシャーを論駁して指導者間の交渉を擁護した⁽¹⁰⁾後、労働者政府をソビエトの「代用語」としたジノヴィエフの見解にも反論し、「ありうべき過渡期」としての労働者政府の独自の意義を強調した。

「このありうべき過渡期の本質は、西欧における労働者階級が、東洋のように政治的に無定形で未組織ではないということにある。……東洋すなわちロシアでは、革命的な嵐が開始され、共産主義の状態になるのはずっと容易であった。諸君の所では、それはずっと困難であろう。」⁽¹¹⁾

一二月二日、結語をのべたジノヴィエフは、討論の中で批判された「代用語」という定義について、「喜んで譲歩」し、労働者政府の四つの型を析出した⁽¹²⁾。ジノヴィエフの報告に関する決議は、反対一、棄権一六で、圧倒的多数によって採択された⁽¹⁴⁾。

大会は続いて「ロシア革命の五ケ年と世界革命の展望」を議題としたが、ここでのレーニンの演説は、国際舞台における最後のものとなった。レーニンは、第三回大会で採択された組織活動に関する決議を「あまりにロシア的」であるとして痛烈に自己批判し⁽¹⁵⁾、一層深く「学ぶこと」を強調した⁽¹⁶⁾。レーニンのこの自己批判は実質的には「ロシア共産党の経験の無媒介的なヨーロッパへの適用という一般的な傾向」⁽¹⁷⁾に対して向けられたものであり、この批判は統一戦線政策が提起する理論問題をロシアの経験の類推によって解決しようとする傾向に対してもあてはまるものであった。

一月五日、ラデックによってなされた「資本の攻勢」についての報告もまた、第四回大会における統一戦線政策の水準を示すものであった。

ラデックは、情勢分析の部分で、資本の攻勢が強化されつつあること、「ファシズムの勝利」は「社会主義と共産主義が世界革命の開始以来こうむった最大の敗北」であること、これは「権力的手段によって、経済的崩壊を持ちこたえようとする試みを表現している」こと、他方で、プロレタリアートが無気力になっていることを指摘し、「この瞬間において、権力の獲得は現実的課題として、日程にのぼっていない」と結論を下した。このような時期には、「広範な労働者大衆にとって最も現実的である問題」についての「闘争の拡大、深化、発展を通じてのみ、独裁をめざす闘争が生長する」のであり、このための方策こそ統一戦線の戦術であった。「労働者大衆にとって、統一戦線の思想は、崩壊しつつある資本主義がもたらした苦難に対する闘争のための、労働者階級の結集の思想である」。

彼はこのように統一戦線の必要性と意義を説明した後、統一戦線を「上からも構築しようとする試み」を「放棄しないだけでなくこの計画の、実行に初めて、正しく、かからなければならない」と統一戦線実現に向けて上からの道についても強調した。

またラデックは、労働者政府の問題についても、これを「全ての労働者諸政党の政府」「労働者連立政府」と述べて、労働者諸党の連立政府として定義し、「この政府が階級闘争の機関になるなら」これに「参加する用意のあることを言明」することを主張し、「労働者政府のスローガンは、必要な方向をさし示すスローガンであり、統一戦線に統一した政治目標を与えるスローガンである」として、その積極的役割を強調した。

討論の中では、「左派」のウルバーハンス (Hugo Urbahns) から「USPD、SPDと共に闘う可能性は全く存在しない」などの反論が出された。

これに答えてラデックは、「資本の攻勢が統一戦線の戦術を打ち出す事を必要にさせた」こと、「社民はどのみちプ

ロレタリアートの裏切りものであるが、自己保身のために必要ならブルジョアジーをも裏切り得る」こと、「社民と共にブルジョアの連立に対して闘い、場合によっては労働者政府を支持し、あるいはそれに参加する用意を言明する」⁽³¹⁾ことを再度強調して、結語とした。

以上にみられるようにラデックは、①統一戦線が防衛的性格を持つことを自覚しており、②統一それ自体を重視し、単に暴露のための戦術としてだけ、これを評価することはせず、③上からの行動統一をも重視した。労働者政府についても、彼は①プロレタリア独裁とは異なる過渡的性格を正当に評価し、②議会的基礎や連立的性格についてもいちがいこれを否定せず、③政府への参加を含めた積極的対応を諸党に要請した。

これらの諸点は、いずれもジノヴィエフとのニュアンスの相違を示しており、当時のコミンテルン指導者間の統一戦線政策に関する理解の差を物語っているように思われる。しかし重要なことは、これらの理解の差異の質的内容がほとんど自覚されず、全体としては、このような見解が混然一体となってコミンテルンの方針を形作っていたということであり、ここから、統一戦線政策が様々に解釈される可能性が生じてくるのである。このことは、次に検討する「戦術に関するテーゼ」⁽³²⁾の中でも明らかである。

「戦術に関するテーゼ」⁽³²⁾は、一月五日、起草委員会を代表したヘルンレ⁽³³⁾(Edwin Hörnle)の報告の後、全員一致で採択された⁽³⁴⁾。

「戦術に関するテーゼ」は、第五項で「国際ファシズムに対する抵抗」の「分野でも統一戦線を精力的に適用すること」⁽³⁵⁾を強調し、第九項で「『労働者階級の多数者を共産主義的影響の下に獲得すること』」⁽³⁶⁾を命じた「第三回世界大会の基本的指示は完全に有効である」ことを確認したのち、統一戦線戦術について次のように展開した。

「現在の時期においては」統一戦線戦術「だけ」が、「多数者獲得への確実な道をさし示して」おり、「最も厳格にこれを実行」しなければならぬ。この戦術は「あれこれの議会的目的を追求する」「いわゆる『選挙同盟』ではなく、「資本主義に対する労働者階級の全勢力の結集」であり、「ブルジョアジーに対して、労働者階級の最も基本的な生活利益を擁護するための、他の政党やグループに属する全ての労働者、並びに全ての無党派の労働者と共産主義者との共同闘争の提議」である。「その際、所与の状況の下で敵対的労働者党の指導部と交渉する事を断念することはできず」、「共産主義者は、社会民主党と阿姆斯特ダムの裏切的指導者と交渉する用意がある⁽³⁷⁾」。

続いて「テーゼ」は、労働者政府論を次のように展開した。

労働者政府スローガンは、「一般的な宣伝スローガン」としては、「どこでも有効」であるが、「現実的な政治スローガン」としては、「ブルジョア社会がとりわけ不安定な国」や「実践的必要性として政府問題の決定を日程にのぼらせている国々」で「最大の重要性を持つ」のである。労働者政府は「ブルジョア権力の最終的打倒のための政治、経済全分野における全ての労働者諸政党の連合」であり、その「基本的課題」は、「プロレタリアートの武装」、「ブルジョアの反革命諸組織の武装解除」等である。「純粹に議会的要因によって成立した労働者政府も革命的労働運動を活気づけるための刺激を与えることができる」が、「基本的課題」を達成できるのは「大衆自身の闘争の中から生み出され、抑圧されている労働者大衆の最下層によって創り出された闘争能力ある労働者諸機関に依拠する時」「だけ」である。このような政府の「成立」と「存続」は、「始めからブルジョアジーの極めて激しい抵抗に出会うだろう」から、「場合によっては」、「内戦にまで導かずにはおかない⁽³⁸⁾」。

更に「テーゼ」は、「共産主義者は状況によっては非共産主義的労働者諸政党並びに諸組織と共に、労働者政府を

樹立する用意がある」ことをのべ、四項目の政府参加の「条件」⁽³⁹⁾を示し、「あらゆるブルジョアの政府は同時に資本家の政府であるが、しかし全ての労働者政府が真にプロレタリア的」な政府「であるとは限らない」⁽⁴⁰⁾として、五つの政府の型の「可能性を考慮に入れること」を求めた。

「テーゼ・決議集」の「テーゼ」(A)と「議事録」の「テーゼ」(B)は、これ以降が大きく異なっている。「テーゼ」(A)は、労働者政府(特に第一、第二類型)に対して一連の消極的、否定的評価を与え、⁽⁴²⁾「テーゼ」(B)では、比較的肯定的なものとなっている。⁽⁴³⁾また共産主義者その他の労働者との協力、労働者政府への参加の用意を述べた部分も「テーゼ」(B)の方が詳しい。

この両者の相違は極めて重要であり、いずれを最終テキストとするかによって、第四回大会時点での労働者政府評価が、いささか異なって来るのである。論争の経緯と内容から見れば、「テーゼ」(B)(議事録)が最終テキストのようにも思われるが、この点で一致した見解はない。⁽⁴⁴⁾

いずれにしてもこのことはジノヴィエフとラデックの両者に代表される労働者政府に対する見解の相違を反映したものであり、コミンテルン指導者間の意見の相違を物語るものである。

だが、この点で確認しておかなければならないことは、「テーゼ」(B)も、一方で「日常要求のために真剣に闘う決意をしている政府」を「真の労働者政府」としながら、他方で「プロレタリアートの完全な独裁は共産主義者からなる真の労働者政府(第五類型)だけである」とのべて、「真の労働者政府」の概念を混乱させ、本来プロレタリア独裁とは異なった概念を現すものである労働者政府を「真の労働者政府」を定立することによってプロレタリア独裁へとスライドさせ、労働者政府の独自の意義と役割を消滅させる可能性をも示していたということである。すなわち、

労働者政府に対する肯定的、積極的評価を特徴とする「テーゼ」(B)もまた、当時の労働者政府論の限界を基本的に越えるものではなかったのである。

(第五節)

- (1) 第四回大会には五ヶ国から六六の党と組織を代表する四〇八人の代議員が出席した。
- (2) Protokoll des Vierten Kongresses der Kommunistischen Internationale, Petrograd-Moskau, 1922, (以下 Protokoll des IV 略す) S. 62-63.
- (3) Ebenba, S. 65.
- (4) // S. 66ff.
- (5) // S. 74f.
- (6) // S. 76.
- (7) // S. 81.
- (8) // S. 106.
- (9) // S. 108f.
- (10) // S. 100.
- (11) // S. 101.
- (12) // S. 190ff. しかし、ジノヴィエフは同時に共産主義者のみによって構成されるものだけが「真の労働者政府、即ち共産主義的労働者政府」であり、それ故「真に——言葉の完全な意味における労働者政府——は、プロレタリア独裁の代用語である」と述べた。
- (13) 決議は一ページほどの簡単なものだった。Vgl. Protokoll des IV S. 216f.

コミンテルン初期における統一戦線政策の形成

- (14) Ebenda, S. 218.
- (15) 『レーニン全集』四四七—四四八頁。
- (16) 同右 四四八頁—四四九頁
- (17) 津田道夫他『現代コミニズム史』上、八八—八九頁
- (18) Protokoll des IV S. 202.
- (19) Ebenda, S. 310.
- (20) // S. 315.
- (21) // S. 317.
- (22) // S. 318.
- (23) // S. 319.
- (24) // S. 320. 322.
- (25) // S. 325f.
- (26) // S. 326.
- (27) // S. 327.
- (28) // S. 359f.
- (29) // S. 388.
- (30) // S. 392.
- (31) // S. 393.

(32) 起草委員会からの報告の中で、ヘルンレは「労働者政府の問題をできるだけ明確に、鮮明に定義し解明することが重要」であるとして、この部分での大幅な修正を提案すると共に、「ドイツ・オーストリア両代表団から修正提案がなされ」ており、これを検討するためなお「小委員会が設置される」ことを報告した。大会の後発表された「テーゼ・決議集」の中の

「戦術テーゼ」と、「議事録」に掲載されている「戦術テーゼ」では、労働者政府に関する部分が大きく異っているが、ヘルンレのこの報告と両テーゼの内容からみて「テーゼ・決議集」のものは、ヘルンレの報告によって修正されて大会で採択されたものであり、「議事録」巻末の「テーゼ」は、これを更に小委員会で「ドイツ・オーストリアの修正提案」に基づいて補足訂正したものと考えられる。従って、本稿では、一応後者を第四回大会の最終的な「戦術テーゼ」と考え、これを対象にしよう。

- (33) Protokoll des IV S. 959-962.
- (34) Ebenda, S. 964.
- (35) " S. 1012.
- (36) " S. 1013.
- (37) " S. 1014f.
- (38) " S. 1015f.
- (39) 政府参加の四条件は以下のとおり。(1)コミンテルンの同意、(2)当該党による厳格な統制、(3)大衆の革命的諸組織の密接な接触、(4)独自性と扇動の完全な自主性の無条件維持 (Protokoll des IV S. 1016)
- (40) Ebenda, S. 1017. ジノヴィエフは、執行委員会報告の結語の中で「多くの労働者政府もその社会的內容からすればブルジョアジーの政府であり得る」と述べている。(Ebenda, S. 190)
- (41) 五つの型は以下のとおり。Ⅰ・見せかけの労働者政府。Ⅱ、社会民主主義的な労働者政府。Ⅲ・真の労働者政府、Ⅳ、自由主義的な労働者政府。Ⅴ、真の革命的プロレタリア的労働者政府。それは純粹な形では共産党によってだけ実現され得る。この五つの類型は、ジノヴィエフの結語の中で示された四つの類型を基本とし、それに、ラデックとコラロフの提案によって、三番目の型(労働者と貧農の政府)がつけ加えられたものである。(Vgl. protokoll des IV S. 190ff)
- (42) Thesen und Resolution des IV Weltkongresses der K. I., S. 17.

(43) Protokoll des N...S. 1017.

(44) この点について村田陽一氏は「ドイツ語決議集のテキストは決議委員会における修正を正しくとり入れ」ており「ドイツ語議事録のテキストは決議委員会に提出された原案に近い」とし、『歴史学研究』第四〇二号、六〇頁。また『世界政治資料』は、「決議テーゼ集」を底本としながら、編注の中で「決議テーゼ集」が「最終テキストのようでもあるが」、「議事録」も決議委員会の「修正を随所の反映させているので、いずれを最終テキストともきめにくい」とし「後者テキストによる異文を注として訳出」している。『世界政治資料』No. 261)

まとめ

コミンテルン第四回世界大会と「戦術テーゼ」は、コミンテルン初期における革命的戦略・戦術の頂点をなすものであり、統一戦線戦術と労働者政府論をその構成内容とする統一戦線政策形成の初期における到達点をも画するものであった。

だが、その到達点はいかなるものであったのか？ ここで分析の対象となるのは、統一戦線戦術の概念内容と、労働者政府論の構成内容であり、これらの水準である。

第一に、「戦術テーゼ」では、「多数者を共産主義的影響の下に獲得すること」と「資本主義に対する労働者階級の全勢力の結集」が同時に主張され、両者の相違が全く自覚されていないことを指摘しなければならない。更に「テーゼ」は、所属組織の異なる労働者間の共同行動を実現するために指導者間の交渉を主張しているのであって、異なる諸組織間の行動統一の主張は「統一戦線に関する指針」よりも後退している点に注意する必要がある。

第二に、社会民主党に対する評価が観念的で不正確になりつつあったことである。特に、第二インターと第二半イ

ンターの合同は、社民勢力全体を「最悪の敵、国際ブルジョアジーの援助者⁽¹⁾」として平板に評価する傾向を助長し、相対的安定による労働運動の右傾化が進行する一九二四年以降、これは一層強まるのである。この傾向は、統一する相手と闘う統一戦線というパラドクスを生み出し、結局、統一戦線戦術は、行動統一抜き単なる暴露の戦術、マヌーバーにまで墮してゆくのである。

第三に、この時点のコミンテルンの戦略目標はプロレタリア独裁であって、それはとりもなおさずソビエト型であるということである。この点では、コミンテルンはこの時点でソビエト型（ロシアの経験）以外のいかなる経験も持たず、他の権力形態を想定しえなかったということ、新たな権力形態が革命的实践の中で経験的に発見され、労働者権力としての自己の能力を実証するまでにはなお時間と経験が必要だったこと、が考慮されなければならない。

第四に、従って労働者政府の概念は、それ自身戦略段階として定立されてはいず、ソビエト型戦略の基本構想に組み込まれており、⁽²⁾その課題は、労働者階級の権力的地位を強化し、階級矛盾を激化させ、新たな苛烈な闘争（内乱）の招来を早め、そのための準備を有利に進めること、にあったのであり、それは今日考えられているように、労働者諸党の連立関係を維持しながら戦略的権力段階へと発展成長してゆくものでなく、連立関係はその途上で必ずや破棄せられるべきものであった。

以上のようにコミンテルン第四回大会時点での統一戦線政策の理論構成は、今日の理解とは異なる内容を含むものであり、多くの点で当時の革命運動の到達段階に照応する歴史的理論的制約を受けていた。しかし、同時に、この新しい戦術方針は、労働運動内における異なった潮流の並存を認め、限定された要求に基づく諸党、諸組織の行動の統一を提起し、資本主義から社会主義への過渡期・中間段階を指定して権力への接近の新たな方途を模索し、そのこと

によって、ロシアの経験に組み込まれ得ない新しい移行形態探究の足がかりを作り出した。それは、自主的で具体的・創造的な革命路線探究の萌芽とも言うべきものであった。この点において、統一戦線政策は、コミンテルン第四回大会までの初期の時点で明らかに誕生し、原基形態としての一応の「成立」をみたと結論を下すことができるであろう。

(まぐめ)

(1) Protokoll des N...S.7.

(2) 島崎讓「コミンテルンと統一戦線」、九州大学『法政研究』二三卷、一九六六年、五一九頁。